

第3次 能代市障がい者計画

(令和6～11(2024～2029)年度)

第7期 能代市障がい福祉計画

第3期 能代市障がい児福祉計画

(令和6～8(2024～2026)年度)



令和6(2024)年3月

能代市

はじめに

本市では、平成27年3月に「第2次能代市障がい者計画」を策定し、障がいのある人が、人とつながりながら生き生きと暮らせるまちを目指して、市民の皆様と協働して共生社会の実現に向けて取り組んでまいりました。



この間、障害福祉サービス事業所の開設が一層進んだほか、相談支援体制では「在宅障害者支援施設とらいあんぐる」での生活全般に関する相談窓口に加え、令和4年度には地域における障がい者相談支援の中核的な役割を担う、「能代市障がい者基幹相談支援センター」を開設いたしました。また、複数の事業所が機能を分担して障がい者の地域生活を支える「地域生活支援拠点等」を開始するなど、障がい者が安心して暮らすための体制整備は着実に進んで来ております。

一方で、市民意識調査における「障がいを持つ人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合」は14%前後に止まっており、障がいに関する意識の醸成がまだ十分とは言えないほか、障がい者の意向を尊重した地域生活への移行促進や、福祉人材の確保などが課題となっております。

このような状況や課題に対応するため、障がい者、障がい児施策の基本的な方向を示す「第3次能代市障がい者計画」と、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標や必要な量の見込み等を定める「第7期能代市障がい福祉計画」及び「第3期能代市障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定いたしました。

本計画は、これまでの計画を基本としながら、各施策を5つの分野に整理し、施策の推進に当たっては、「障がい者理解の促進」「合理的配慮の促進」「情報発信・共有の推進」といった『優しさの3本柱』を念頭に置きながら、市民、事業者、行政等、市全体で取り組んでいくこととしております。

市民一人ひとりが障がいに関わることを自分事として捉え、障がい者の視点に立ったまちづくりを進めていくことが、全ての人に優しいまちづくりにつながるものと考えておりますので、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました能代市地域総合支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの障がい者及び関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

能代市長 齊藤 滋 宣

一 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
(1) 我が国における障害者施策の方向性	1
(2) 障がい者施策に関する主な法令施行・改正等	2
(3) 秋田県における障がい者支援の取組	3
(4) 本市における計画策定の目的	3
2. 計画の基本的事項	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の期間	5
3. 計画の対象者	6
4. 計画の策定体制	7
(1) 計画策定の流れ	7
(2) アンケート調査の実施	8
第2章 障がい者福祉を取り巻く状況	9
1. 人口及び世帯の状況	9
2. 障がい者の状況	10
(1) 障害者手帳の所持状況	10
(2) 身体障がい者の状況	11
(3) 知的障がい者の状況	13
(4) 精神障がい者の状況	15
(5) 障がい児の状況	16
3. 障がい者の就業状況	17
(1) 民間企業における障がい者の雇用状況	17
(2) 能代市における障がい者の雇用状況	18
(3) 能代支援学校高等部進路先	18
4. 相談及び保健・医療サービスの状況	19
(1) 相談サービス	19
(2) 保健・医療サービス	22
5. 障害福祉サービスの実施状況	23
(1) 訪問系サービス	23
(2) 日中活動系サービス	23
(3) 居住系サービス	24
(4) 相談支援サービス	24
6. 障害児支援施策の実施状況	25
(1) 障害児通所支援	25
(2) 障害児相談支援	25
7. 地域生活支援事業の実施状況	26
8. 前回計画における指標と目標の達成状況	27
9. アンケート調査結果のポイント	28
(1) 回答者の基本属性	28
(2) 調査結果のポイント	29
(3) アンケート調査結果から見えるもの	38
第3章 計画の基本方向	39
1. 基本理念・基本目標	39
2. 障がい者計画等の施策体系	40
3. 障がい者計画等の推進イメージ	41
4. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系	42
5. 障害福祉サービス・障害児支援施策推進の考え方	43
第4章 施策の展開	45
施策分野1 共生社会の実現に向けた取組	45
(1) 相互理解の促進	45
(2) ボランティア活動等の支援	48
施策分野2 安全・安心な生活環境づくり	50
(1) 安全・安心、快適なまちづくり	50

(2) 防犯、防災対策の推進.....	54
施策分野3 暮らしを支える体制の整備.....	57
(1) 相談・情報提供体制の整備.....	57
(2) 障がい者の権利擁護.....	60
(3) 健康づくりの推進.....	61
施策分野4 障害福祉サービス等の推進.....	65
(1) 地域生活の支援体制の充実.....	65
(2) 障害福祉サービスの推進.....	71
(3) 地域生活支援事業の推進.....	79
(4) 障害児支援施策の推進.....	89
施策分野5 社会参加と自立の促進.....	91
(1) 教育環境の充実.....	91
(2) 雇用・就労の促進.....	93
(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進.....	96
第5章 計画の成果目標.....	98
1. 国の指針.....	98
2. 本市における成果目標.....	99
第6章 計画の推進にあたって.....	103
1. 計画の推進における基本姿勢.....	103
2. 計画推進における役割分担.....	104
3. 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	105
4. 計画の進行管理体制.....	106
(1) 計画の進行管理と評価.....	106
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	107
(3) 人材の育成・確保.....	107
(4) 計画の実施状況の公表.....	107
5. 計画の普及・啓発の推進.....	108
参考資料.....	109
(1) 策定経過の概要.....	109
(2) 能代市地域総合支援協議会設置要綱.....	110
(3) 能代市地域総合支援協議会委員名簿.....	112
(4) 能代市障がい者計画等策定連絡会議設置要領.....	113
(5) 用語解説.....	114

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 我が国における障害者施策の方向性

国においては、「障害者基本法」に基づいて障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に向けて取り組んでいくという方向性が示されています。

平成 23(2011)年の「障害者基本法」の改正においては、平成 19(2007)年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

そして、平成 30(2018)年には「障害者基本計画(第4次)」が閣議決定され、障害者の権利に関する条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取組が示されました。

また、平成 25(2013)年には障害者総合支援法が施行され、「障害者福祉計画」を策定すること、さらに平成 30(2018)年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取組について「障害児福祉計画」として定めることとされました。

令和 4(2022)年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が制定され、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした流れを受けて、令和 5(2023)年には「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調といった基本原則の下、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)といった近年の社会情勢の変化を踏まえ、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの障害者施策の基本方針として、次のようなことが掲げられました。

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

各分野に共通する横断的視点

- 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 障がい者施策に関する主な法令施行・改正等

	障がい者施策に関する主な法令施行・改正等
平成 15 (2003)年	支援費制度 →措置制度から障がい者が受けたいサービスを選ぶ契約制度へ
平成 17 (2005) 年	発達障害者支援法施行 精神保健福祉法改正
平成 18 (2006) 年	障害者自立支援法施行 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行（バリアフリー法）
平成 23 (2011) 年	障害者基本法改正 →「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられた
平成 24 (2012) 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行（障害者虐待防止法）
平成 25 (2013) 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行（障害者総合支援法） →基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行（障害者施設等製品優先調達法） 障害者基本計画（第3次）
平成 26 (2014) 年	障害者の権利に関する条約批准（国内法整備）
平成 27 (2015) 年	難病患者に対する医療等に関する法律施行
平成 28 (2016) 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行（障害者差別解消法） 障害者の雇用の促進等に関する法律改正（障害者雇用促進法） 発達障害者支援法改正
平成 30 (2018) 年	障害者総合支援法・児童福祉法改正 →自治体において障害児福祉計画を策定する 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（障害者文化芸術活動推進法） 障害者基本計画（第4次）
平成 31 /令和元 (2019) 年	障害者文化芸術推進計画策定 障害者雇用促進法改正
令和 2 (2020) 年	バリアフリー法改正
令和 4 (2022) 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律施行（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法） →障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえる
令和 5 (2023) 年	障害者基本計画（第5次）

(3) 秋田県における障がい者支援の取組

秋田県においては、障害とは“心身機能の障害だけでなく、障害のある人が利用しにくい様々な要素(社会的障壁)により制限を受けているもの”とする「障害の社会モデル」の考えのもとに、これまでの計画の趣旨や基本的な施策を活かしつつ、令和3(2021)年3月に「第2次秋田県障害者計画」(令和3~8(2021~2026)年度)を策定して施策を展開しています。

「第2次秋田県障害者計画」では「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念の下、4つの基本目標を設定しています。

基本理念

全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標

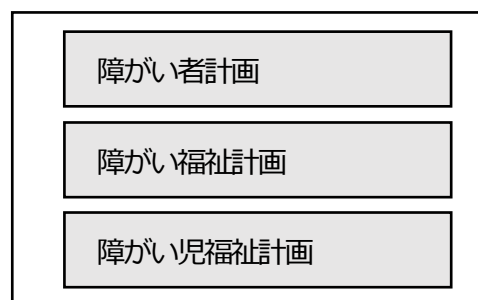
- I 誰もが共生する社会**
子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も共に理解し、互いに支え合って暮らせる秋田を目指します。
- II 安全・安心な生活環境**
バリアフリーや情報の相互利用が円滑に図られ、地域で安全・安心に暮らすことのできる秋田を目指します。
- III 障害福祉サービスと保健・医療**
子どもから高齢者まで、障害の種類や特性に応じた支援を十分な選択により得られ、家族が安心できる秋田を目指します。
- IV 社会参加と自立**
障害のある人も働く意欲を持って、自らの特性を活かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通して生きがいを感じられる秋田を目指します。

(4) 本市における計画策定の目的

本市においても障がい者を取り巻く状況は日々変化しており、障がい者や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などに対応しつつ、国や秋田県の示した障がい者支援の方向性を踏まえ、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定し、障がい児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を含め、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めてきました。

令和5(2023)年度にはこれまでの計画の計画期間が終了することから、その間に示された国や県の方向性や近年の社会情勢の変化などを踏まえ、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒



2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法に基づく市の「障害者計画」であり、障がい者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者及び障がい児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

○障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本市における障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な計画です。

○障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するものであり、次に掲げる事項を定める計画です。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○障害児福祉計画

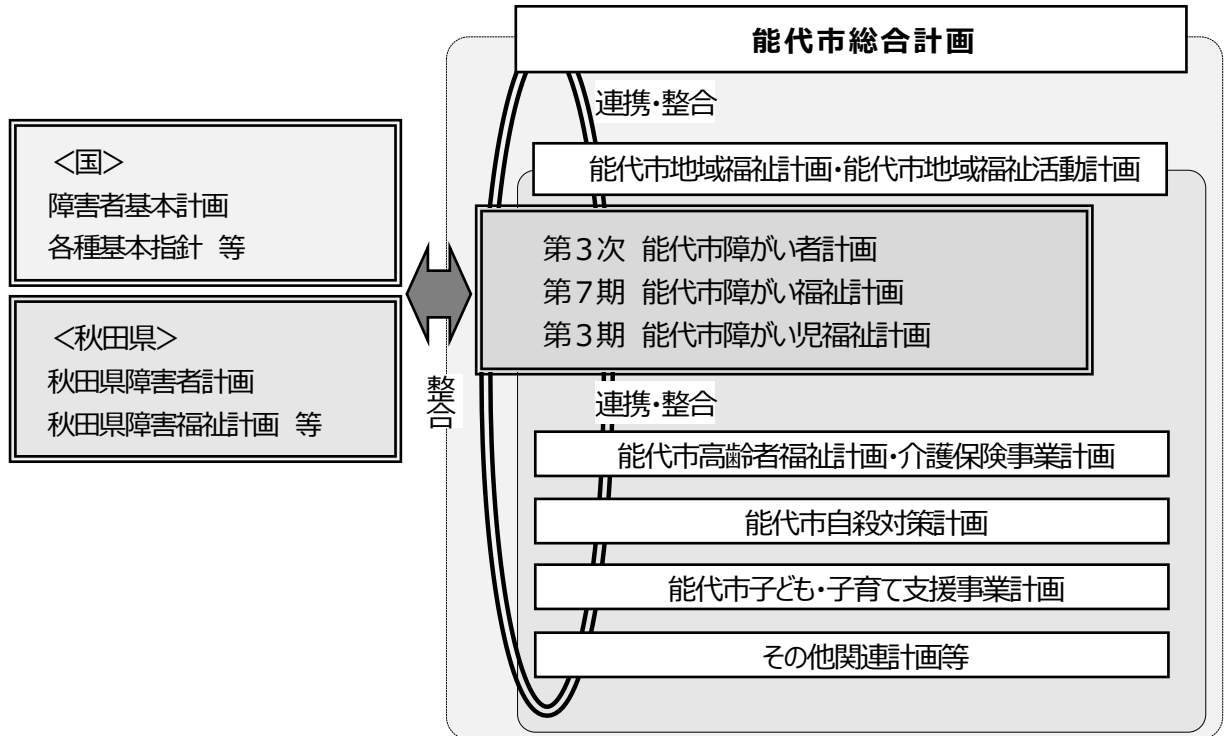
児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものであり、次に掲げる事項を定める計画です。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

※障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が定める基本指針【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】に即して策定します。

2) 関連計画との関係

計画策定にあたっては、本市の最上位計画である能代市総合計画における関連施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。



(2) 計画の期間

本計画は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間の計画となっています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、中間年度である令和8(2026)年度中に目標数値等の見直しを行い、令和9(2027)年度からの後半期の数値目標を設定します。

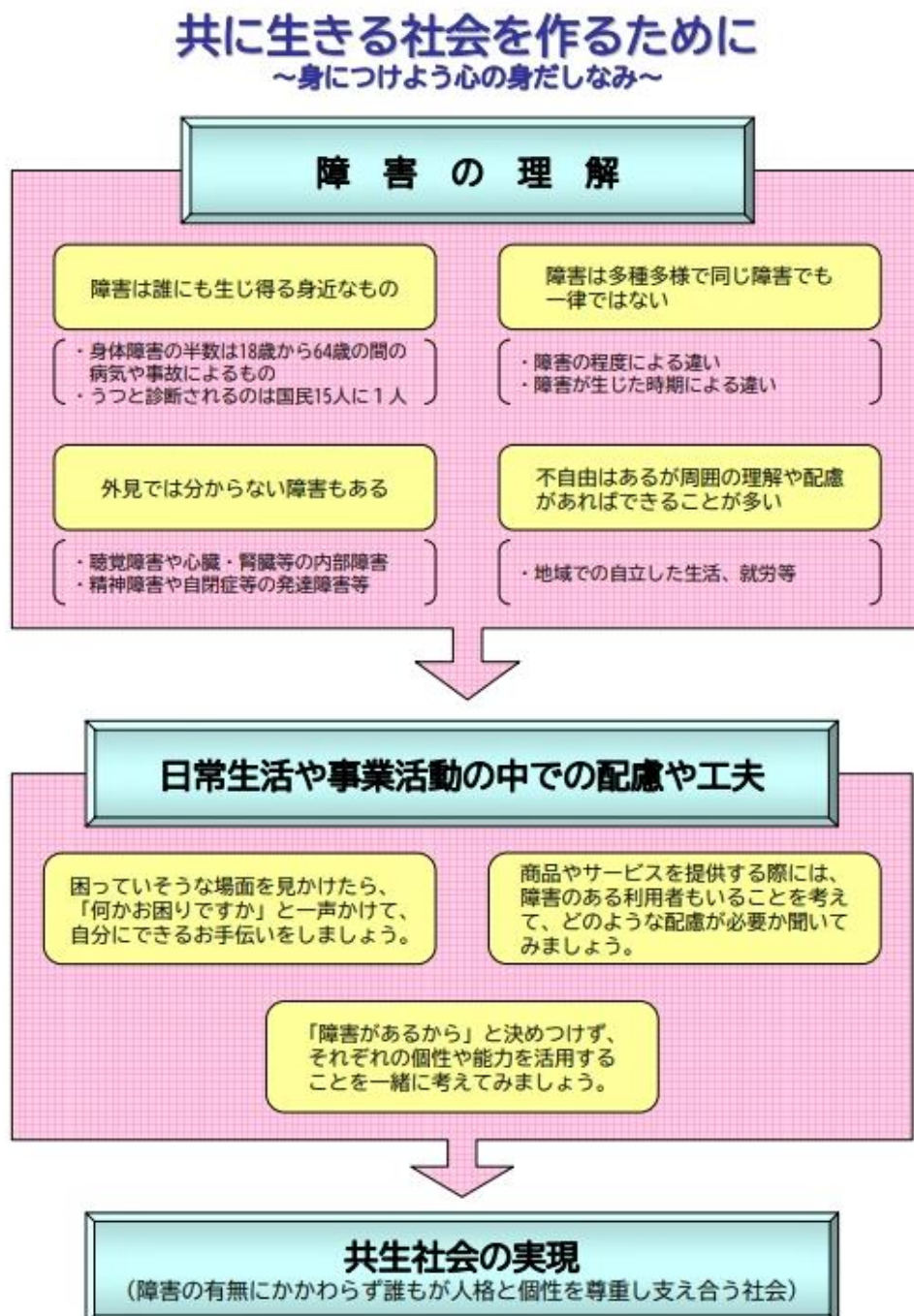
また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。(国の第5次障害者基本計画の計画期間は令和5~9(2023~2027)年度までの5年間)

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第3次能代市障がい者計画					
第7期 能代市障がい福祉計画 第3期 能代市障がい児福祉計画					
進捗評価	進捗評価	進捗評価	第8期 能代市障がい福祉計画 第4期 能代市障がい児福祉計画		
進捗評価 → 進捗評価 → 進捗評価			数値目標の見直し →		

3. 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい(児)者、知的障がい(児)者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者等も対象とします。

また、共生社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全市民を対象としています。



出典：内閣府ホームページ (<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/kyousei/index-k.html#>)

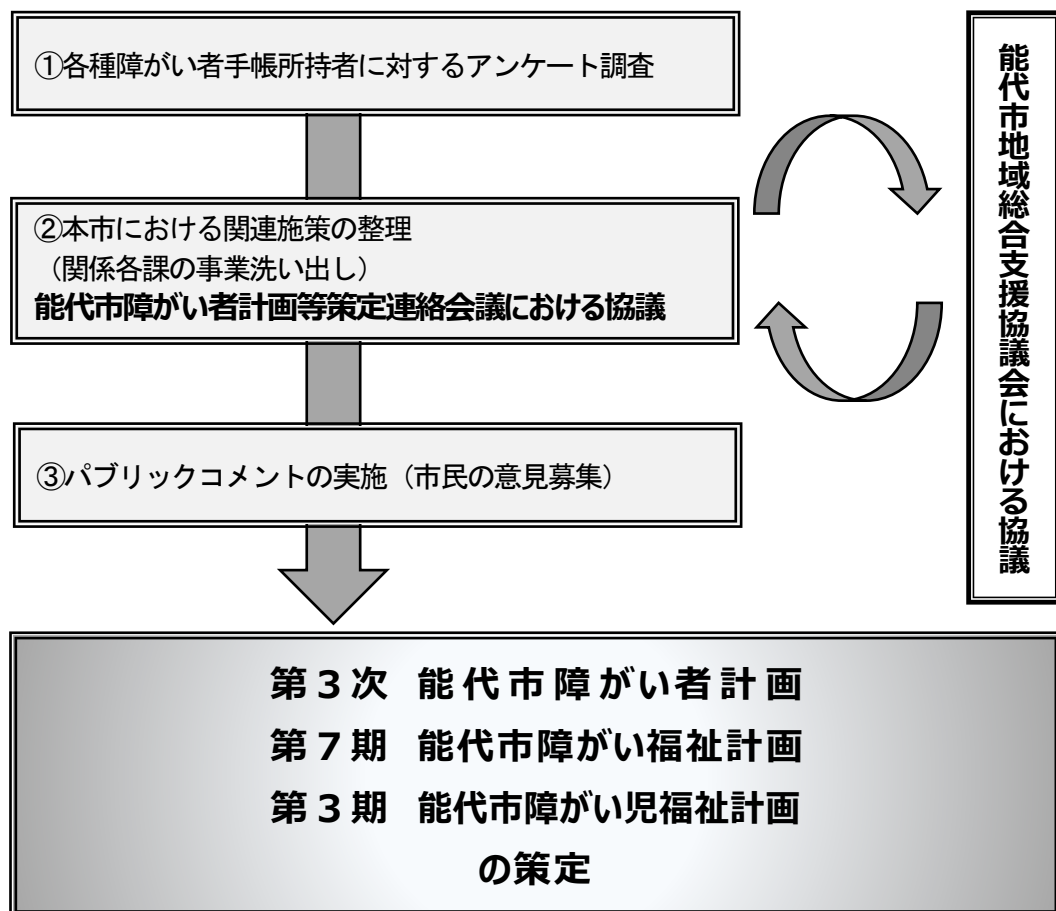
4. 計画の策定体制

(1) 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、各種障がい者手帳所持者（本人及びその家族）に対してニーズ把握等のためアンケート調査を実施しました。

また、本市における関連施策について整理し、計画に反映しています。

計画の内容について、能代市地域総合支援協議会において協議し、調整を図った後に、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画を策定しました。



(2) アンケート調査の実施

1) 能代市 福祉に関するアンケート調査

計画の策定に向けて、障がい者の生活の状況や障害福祉サービスの利用意向、市の障がい者施策に対する要望などについておうかがいし、基礎資料としました。

調査名称	能代市 福祉に関するアンケート調査 (18歳未満)	能代市 福祉に関するアンケート調査 (18歳以上)
調査対象	身体障がい児、知的障がい児、精神障がい児 の本人及び家族	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 の本人及び家族
調査方法	郵送調査	郵送調査
調査期間	令和5(2023)年1月～2月	令和5(2023)年1月～2月
配布数	100件	2,000件
有効回収率(数)	48.0%(48件)	48.9%(977件)

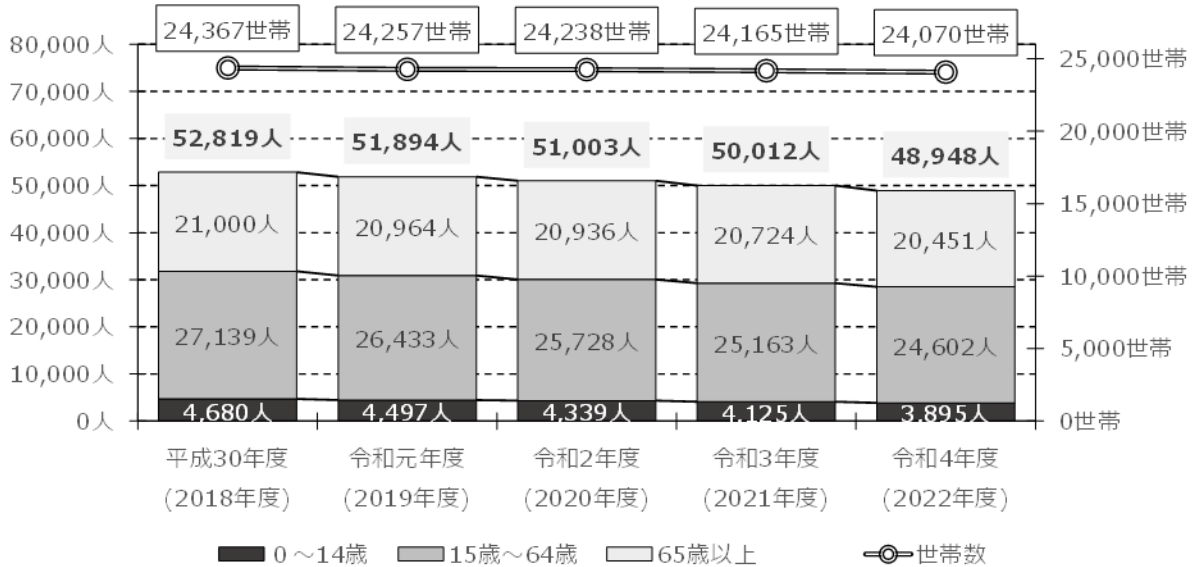
2) 能代市 障害福祉サービスのニーズ等についてのアンケート調査

計画の策定に向けて、障害福祉サービスの提供事業者に対して利用者ニーズの変化や事業運営上の課題等についておうかがいし、基礎資料としました。

調査名称	能代市 障害福祉サービスのニーズ等についての アンケート調査 (事業者)
調査対象	障害福祉サービスの提供事業者
調査方法	郵送調査
調査期間	令和5(2023)年1月～2月
配布数	70件
有効回収率(数)	57.1%(40件)

第2章 障がい者福祉を取り巻く状況

1. 人口及び世帯の状況



※各年度3月31現在、市民福祉部市民保険課

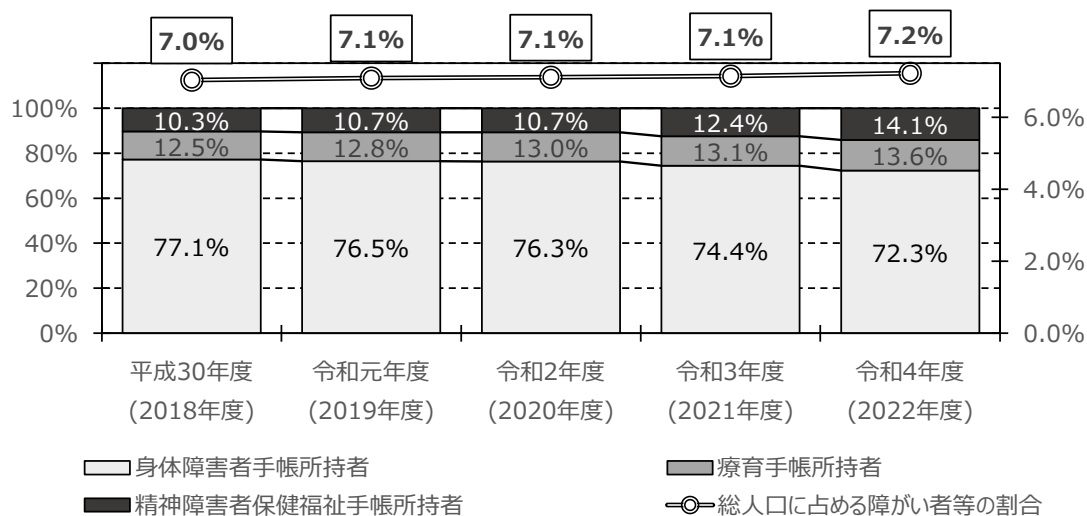
総人口は減少傾向にあり、令和4(2022)年度には48,948人となっています。

世帯数も減少していますが、減少の幅は小さく、ほぼ横ばいの推移となっています。

0～14歳、15～64歳人口だけでなく、65歳以上人口についても平成30(2018)年度の21,000人から減少傾向にあり、令和4(2022)年度には20,451人と、平成30(2018)年度に比べると500人以上の減少となっています。

2. 障がい者の状況

(1) 障害者手帳の所持状況



区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障害者手帳所持者	2,865人	2,813人	2,767人	2,659人	2,556人
療育手帳所持者	466人	470人	470人	469人	481人
精神障害者保健福祉手帳所持者	383人	395人	389人	444人	498人
合計	3,714人	3,678人	3,626人	3,572人	3,535人

※各年度3月31日現在

障害者手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の合計所持者数は平成30(2018)年度の3,714人から令和4(2022)年度には3,535人と、200人近く減少しています。

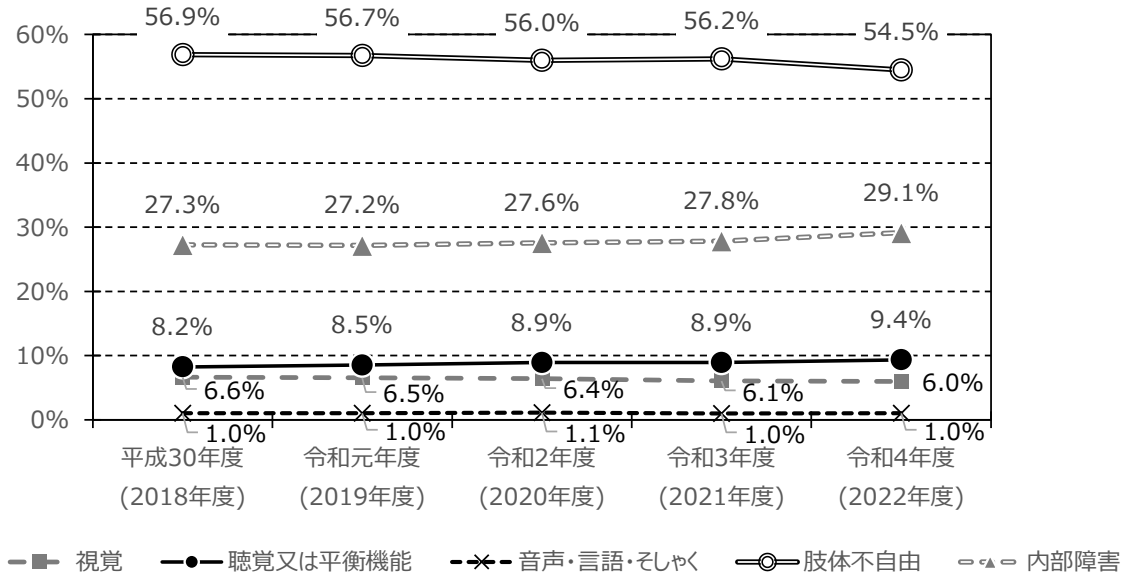
身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳所持者はやや増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は100人以上増加しています。

3手帳の合計所持者数に占める各手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者が令和4(2022)年度まで7割以上と最も多数を占めていますが、やや減少しており、反対に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合がやや高まっています。

※第2章中の各種統計の百分比の比率について、端数処理により合計が100%とならない場合があります。

(2) 身体障がい者の状況

1) 障がいの部位別



区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚	190人	184人	177人	161人	153人
聴覚又は平衡機能	236人	240人	247人	237人	239人
音声・言語・そしゃく	29人	29人	31人	26人	26人
肢体不自由	1,629人	1,596人	1,549人	1,495人	1,393人
内部障害	781人	764人	763人	740人	745人
合 計	2,865人	2,813人	2,767人	2,659人	2,556人

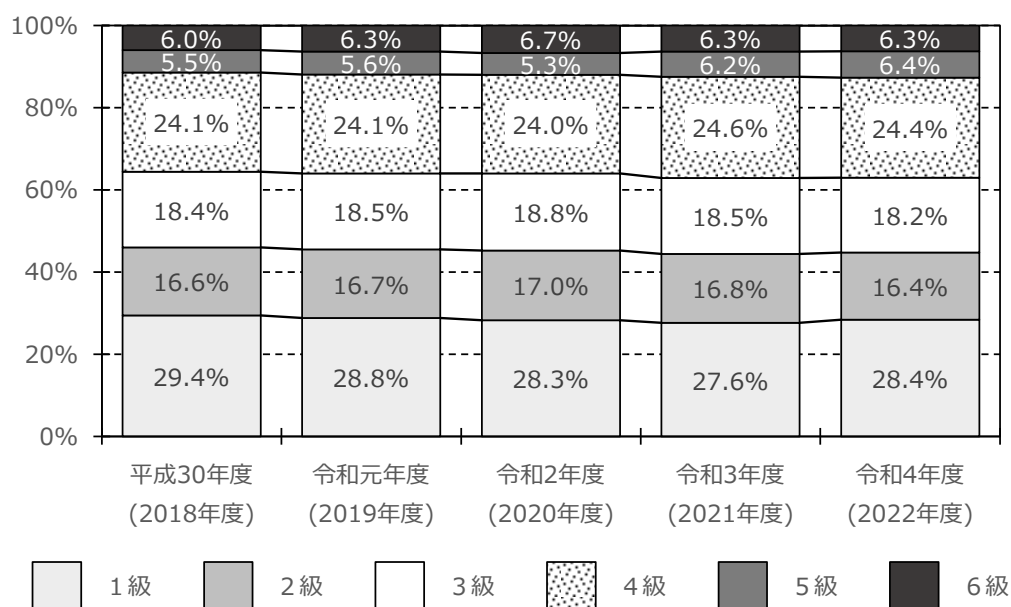
※各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者について、障がいの部位別にみると、令和4(2022)年度まで「肢体不自由」が全体の5割以上を占めてもっとも多くなっていますが、その割合はやや減少しています。

ついで「内部障害」の占める割合が高く、令和4(2022)年度には29.1%まで増加しています。

「聴覚又は平衡機能」、「視覚」、「音声・言語・そしゃく」はいずれも1割以下となっています。

2) 手帳の等級別



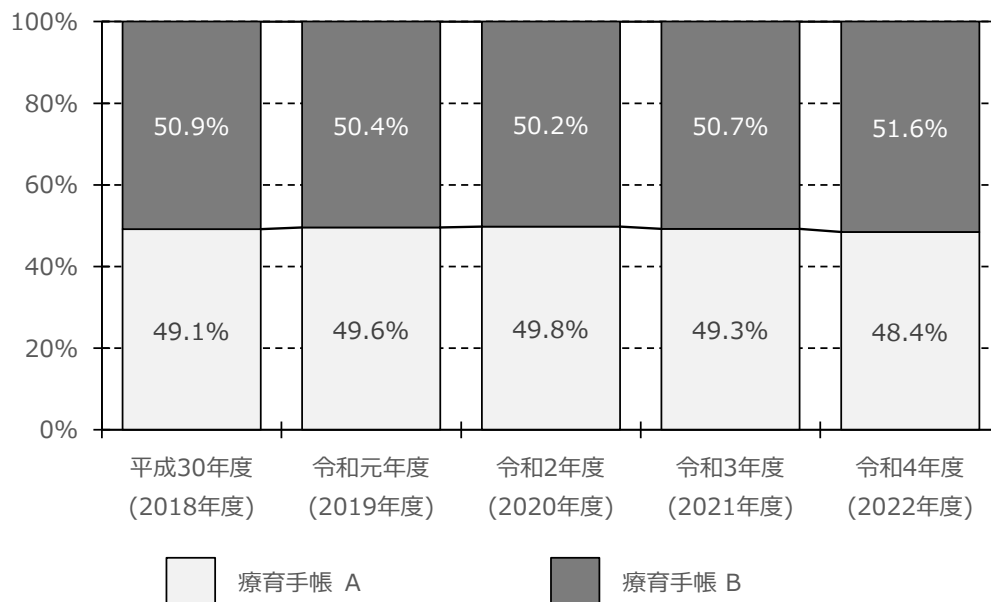
区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	843人	810人	782人	735人	726人
2級	475人	470人	470人	446人	418人
3級	528人	520人	519人	491人	465人
4級	691人	677人	665人	655人	623人
5級	157人	158人	146人	164人	164人
6級	171人	178人	185人	168人	160人
合計	2,865人	2,813人	2,767人	2,659人	2,556人

※各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者について、手帳の等級別にみると、各等級の占める割合に大きな変化はなく、令和4(2022)年度まで「1級」と「4級」の占める割合が他の等級よりもやや高く、「5級」、「6級」は1割に満たない程度となっています。

(3) 知的障がい者の状況

1) 手帳の等級別



区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
療育手帳 A	229人	233人	234人	231人	233人
療育手帳 B	237人	237人	236人	238人	248人
合 計	466人	470人	470人	469人	481人

※各年度3月31日現在

療育手帳所持者について、手帳の等級別にみると、Bの方がやや多いものの、Aとほぼ同じ割合で、令和4(2022)年度までA・Bがほぼ半々を占める状況となっています。

2) 18歳以上の療育手帳所持者の状況

区 分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	合計
在宅	60人	36人	26人	2人	12人	136人
うち就労中	(32人)	(14人)	(5人)	(0人)	(0人)	(51人)
施設利用	32人	65人	105人	51人	19人	272人
うち入所施設	(7人)	(14人)	(50人)	(24人)	(13人)	(108人)
うち通所施設	(25人)	(51人)	(55人)	(27人)	(6人)	(164人)
合 計	92人	101人	131人	53人	31人	408人

※令和4（2022）年3月31日現在

区 分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	合計
在宅	63人	35人	24人	0人	10人	132人
うち就労中	(30人)	(14人)	(5人)	(0人)	(0人)	(49人)
施設利用	34人	65人	110人	53人	21人	283人
うち入所施設	(7人)	(14人)	(51人)	(26人)	(13人)	(111人)
うち通所施設	(27人)	(51人)	(59人)	(27人)	(8人)	(172人)
合 計	97人	100人	134人	53人	31人	415人

※令和5（2023）年3月31日現在

18歳以上の療育手帳所持者の状況をみると、「軽度」では在宅の人が多く、「中度」以上では施設利用が多くなっています。

3) 年齢階層別の療育手帳所持者数

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
療育手帳 A	233人	231人	233人
18歳未満	19人	16人	15人
18～65歳未満	160人	163人	168人
65歳以上	54人	52人	50人
療育手帳 B	237人	238人	248人
18歳未満	53人	45人	51人
18～65歳未満	169人	176人	180人
65歳以上	15人	17人	17人
合計	470人	469人	481人
18歳未満	72人	61人	66人
18～65歳未満	329人	339人	348人
65歳以上	69人	69人	67人

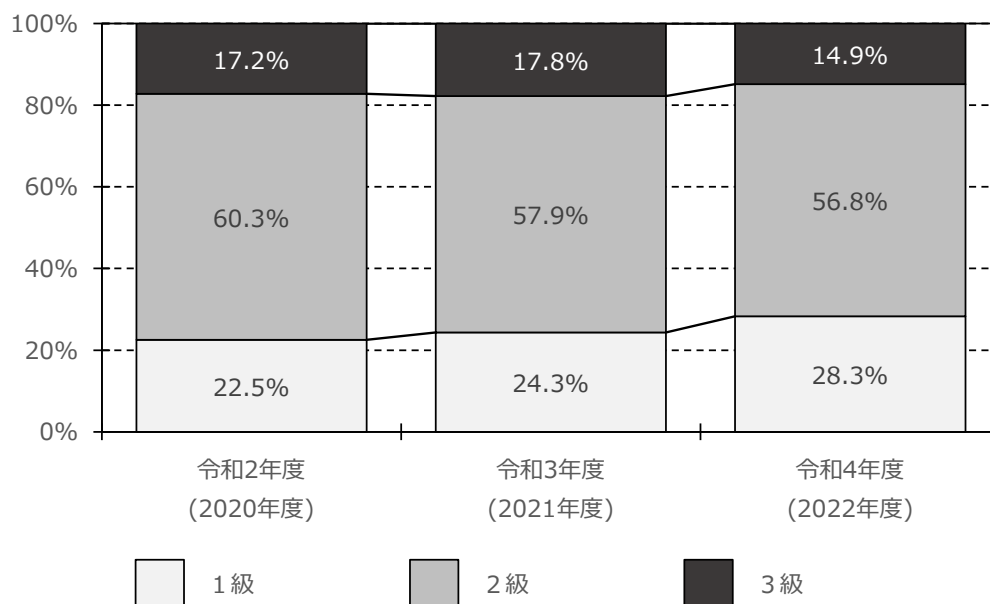
※各年度3月31日現在

療育手帳の等級別に年齢の内訳をみると、A・Bともに「18～65歳未満」がもっとも多くなっています。

療育手帳Aでは「18歳未満」よりも「65歳以上」が多くなっているのに対して、療育手帳Bでは「18歳未満」が「65歳以上」よりも多くなっており、療育手帳AとBの合計では同程度となっています。

(4) 精神障がい者の状況

1) 手帳の等級別



区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	89人	108人	141人
2級	238人	257人	283人
3級	68人	79人	74人
合計	395人	444人	498人

※各年度3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者について、手帳の等級別にみると、いずれの等級も増加傾向にあり、特に「1級」は令和4(2022)年度には令和2(2020)年度の1.5倍以上となる141人まで増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者に占める各等級の割合は、「2級」がもっとも多いものの、「1級」の増加にともない割合はやや減少し、反対に「1級」の割合は令和4(2022)年度には28.3%まで上昇しています。

(5) 障がい児の状況

1) 身体障がい児の状況

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
在宅		24人	22人	
	視覚	0人	0人	
	聴覚	4人	4人	
	平衡	0人	0人	
	音声言語	0人	0人	
	そしゃく	0人	0人	
	肢体	11人	10人	
	内部障害	9人	8人	
児童福祉施設		1人	1人	
	視覚	0人	0人	
	聴覚	0人	0人	
	平衡	0人	0人	
	音声言語	0人	0人	
	そしゃく	0人	0人	
	肢体	1人	1人	
	内部障害	0人	0人	
合計		25人	23人	21人
	視覚	0人	0人	0人
	聴覚	4人	4人	3人
	平衡	0人	0人	0人
	音声言語	0人	0人	0人
	そしゃく	0人	0人	0人
	肢体	12人	11人	12人
	内部障害	9人	8人	6人

※各年度3月31日現在

※秋田県身体障害者基礎調査において、令和4（2022）年度から在宅・施設の区分がなくなりました。

身体障がい児の状況をみると、令和2（2020）年度の25人から令和4（2022）年度には21人と、4人減少しています。

各年度とも障がいの部位としては「肢体」がもっとも多く、11～12人で推移しています。

2) 知的障がい児の状況

区 分		軽度	中度	重度	最重度	重症心身	合計
在宅		23人	2人	0人	0人	0人	25人
	うち特別支援学校在籍	(18人)	(2人)	—	—	—	(20人)
	うち特別支援学級在籍	(4人)	—	—	—	—	(4人)
	うち普通学級在籍	—	—	—	—	—	(0人)
	うち学齢前児童	—	—	—	—	—	(0人)
施設利用		18人	8人	9人	3人	3人	41人
	うち入所施設	(2人)	—	—	(2人)	—	(4人)
	うち通所施設	(16人)	(8人)	(9人)	(1人)	(3人)	(37人)
合 計		41人	10人	9人	3人	3人	66人

※令和4（2022）年3月31日現在

知的障がい児の状況をみると、「軽度」では在宅の人が多く、「中度」以上では施設利用が多くなっています。

3. 障がい者の就業状況

(1) 民間企業における障がい者の雇用状況

1) 民間企業における雇用状況

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
企業数	55社	52社	50社	61社	60社
算定基礎労働者数	4,898人	4,779人	4,596人	5,202人	5,179人
障がい者数	128人	127人	131人	134人	136人
実雇用率	2.60%	2.65%	2.84%	2.58%	2.62%
未達成企業数	24社	19社	12社	20社	20社
法定雇用率未達成企業の割合	43.6%	36.5%	24.0%	32.8%	33.3%
全国実雇用率	2.05%	2.11%	2.15%	2.2%	2.25%

※各年度6月1日現在、能代公共職業安定所（能代市及び山本郡内）

民間企業における障がい者の雇用状況をみると、雇用されている障がい者数はやや増加しています。

2) 新規求職者数と就業者数

区 分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
新規求職者数	身体障がい	29人	38人	35人	31人	41人
	知的・精神障がい	58人	66人	57人	78人	71人
	計	87人	104人	92人	109人	112人
就業者数	身体障がい	14人	16人	13人	22人	24人
	知的・精神障がい	35人	35人	50人	31人	54人
	計	49人	51人	63人	53人	78人

※各年度3月31日現在、能代公共職業安定所（能代市及び山本郡内）

新規求職者数、就業者数ともにやや増加していますが、新規求職者数の方が就業者数よりも多くなっています。

3) 求職登録者数

区 分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障がい者	有効中	15人	34人	24人	28人	38人
	就業中	101人	107人	116人	123人	121人
	保留	7人	5人	21人	20人	18人
	計	123人	146人	161人	171人	177人
知的・精神障がい者	有効中	13人	42人	23人	57人	85人
	就業中	165人	168人	200人	204人	214人
	保留	18人	11人	25人	21人	20人
	計	196人	221人	248人	282人	319人

※各年度3月31日現在、能代公共職業安定所（能代市及び山本郡内）

求職登録者数をみると、身体障がい者、知的・精神障がい者ともに増加傾向にあり、各年度とも、身体障がい者よりも知的・精神障がい者の方が求職登録者数は多くなっています。

(2) 能代市における障がい者の雇用状況

区 分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市 役 所	対象職員数	537.0人	553.0人	577.5人	601.0人	624.5人	621.5人
	障がい者数	15.5人	12.0人	14.0人	16.0人	18.0人	17.0人
	雇用率	2.89%	2.17%	2.42%	2.66%	2.88%	2.74%
	法定雇用率	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%
教育委員会	対象職員数	91人	96人	133人	137人	143人	142人
	障がい者数	2人	2人	5人	4人	6人	5人
	雇用率	2.2%	2.1%	3.4%	2.6%	3.9%	3.5%
	法定雇用率	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.6%	2.6%

市役所及び教育委員会における障がい者の雇用状況をみると、令和5(2023)年度まで、おおむね法定雇用率を上回る雇用を維持しています。

(3) 能代支援学校高等部進路先

区 分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
高等部生徒数		39人	48人	44人	45人	43人	51人
卒業生徒数		9人	15人	13人	20人	11人	14人
進学者数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
就職	援護制度利用	4人	6人	5人	6人	5人	6人
	条件等付採用	1人	1人	1人	0人	0人	0人
施設等利用	生活介護	1人	4人	2人	4人	3人	2人
	自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	就労移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	就労継続支援A型	1人	0人	1人	2人	1人	2人
	就労継続支援B型	2人	4人	3人	7人	2人	4人
在宅・その他		0人	0人	1人	1人	0人	0人

※能代支援学校

能代支援学校高等部進路先をみると、年度によりばらつきはあるものの、就職する生徒よりも、施設等を利用する生徒の方がやや多くなっています。

就職する生徒の多くは援護制度を利用しています。

4. 相談及び保健・医療サービスの状況

(1) 相談サービス

1) 能代市障害者相談支援事業利用者数

	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)
障がい者	418人	1,236人
身体障がい	108人	148人
重症心身障がい	0人	3人
知的障がい	72人	265人
精神障がい	215人	674人
発達障がい	2人	23人
高次脳機能障がい	11人	1人
その他	10人	122人
障がい児	2人	40人
身体障がい	1人	4人
重症心身障がい	0人	0人
知的障がい	1人	18人
精神障がい	0人	0人
発達障がい	0人	10人
高次脳機能障がい	0人	0人
その他	0人	8人
計	420人	1,276人
身体障がい	109人	152人
重症心身障がい	0人	3人
知的障がい	73人	283人
精神障がい	215人	674人
発達障がい	2人	33人
高次脳機能障がい	11人	1人
その他	10人	130人

※平成25(2013)年度はとらいあんぐるのみ
令和4(2022)年度はとらいあんぐる(812件)
と基幹相談支援センター(464件)の計となっております。

能代市障害者相談支援事業利用者の内訳をみると、障がい児の割合は低く、障がい者の割合が大部分を占めます。また、障がい別では、精神障がい者の割合が高くなっています。

2) 能代市障害者相談支援事業相談内容

区 分	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)
福祉サービスの利用等	107件	463件
障がいや病状の理解	3件	10件
健康・医療	17件	51件
不安の解消・情緒安定	66件	229件
保育・教育	0件	7件
家族関係・人間関係	20件	46件
家計・経済	22件	22件
生活技術	2件	51件
就労	6件	20件
社会参加・余暇活動	4件	3件
権利擁護	10件	13件
年金	4件	44件
障害者手帳	1件	12件
その他	158件	305件
合 計	420件	1,276件

能代市障害者相談支援事業の相談内容としては、「福祉サービスの利用等」がもっとも多く、ついで「不安の解消・情緒安定」が多くなっています。

3) 児童相談所相談件数

種 別	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)
肢体不自由	4件	1件
視聴覚	0件	0件
言語発達	98件	94件
重症心身	0件	1件
知的	207件	96件
自閉症	1件	1件
計	310件	193件

※北児童相談所

児童相談所の相談状況を見ると、「言語発達」と「知的」での相談件数が多くなっています。

4) 家庭児童相談件数

種 別	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)
言語発達	15件	9件
重症心身		0件
知的	10件	6件
発達障害（自閉症）	1件	1件
計	26件	16件

家庭児童相談の状況を見ると、「言語発達」の件数が多くなっています。

5) 5歳児親子相談

	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)
参加児童数	328人	208人
個別相談児童数	13人	50人

平成 25(2013)年度の主な相談内容は、言葉、気性、トイレ、多動、大泣きなどとなっています。

令和 4(2022)年度の主な相談内容は、言葉、気性、トイレ、おねしょ、多動、集団行動が難しい、就学について、兄弟げんか、ゆびしゃぶりや爪かみなどの癖、身長体重などとなっています。

6) 保健所精神保健相談件数

項目	区分	相 談		訪問指導	
		実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
社会復帰関連	社会復帰相談指導事業関連	-	-	-	-
	社会適応訓練事業関連	-	-	-	-
	小規模作業所関連	-	-	-	-
	その他	1人	12人	1人	4人
	小 計	1人	12人	1人	4人
老人精神保健関連		1人	1人	-	-
アルコール関連		4人	9人	-	-
薬物関連		-	-	-	-
思春期精神保健関連		-	-	-	-
(再掲) ひきこもりに関するもの		-	-	-	-
心の健康づくり関連		14人	78人	-	-
その他		38人	246人	2人	6人
(再掲) 治療中断者に関するもの		-	-	-	-
合 計		58人	346人	3人	10人

※令和4(2022)年度

保健所精神保健相談の状況をみると、「心の健康づくり関連」と「アルコール関連」が多くなっています。

(2) 保健・医療サービス

1) 乳幼児健康診査

区 分	対象人員	受診人員	受診率	健診結果（実人員）			所見の内訳（延べ）			
				正常	所見あるも正常	所見あり	身体面	精神面	育児環境	その他
乳児（4ヵ月児）	172人	172人	100.0%	162人	2人	8人	7人	1人	0人	0人
1歳6ヵ月児	242人	248人	102.5%	235人	2人	11人	3人	8人	0人	0人
3歳児	241人	243人	100.8%	204人	0人	39人	23人	17人	0人	0人

※令和4（2022）年度

乳幼児健康診査の受診率は100%を超えています（前年度未受診者の受診による）。

「所見あり」とされた割合は乳児（4ヵ月児）と1歳6ヵ月児では受診者の4%台となっていますが、3歳児では1割を超えています。所見の内訳としては身体面や精神面のみとなっています。

2) 各種医療給付の状況

種 別	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)
更生医療	93人	119人
育成医療	13人	7人
特定疾患医療	454人	505人
小児慢性特定疾患医療	48人	42人
養育医療	12人	8人

各種医療給付の状況を見ると、「特定疾患医療」がもっとも多く、ついで「更生医療」が多くなっています。

5. 障害福祉サービスの実施状況

第5期障がい福祉計画（H30～R2（2018～2020）実績
第6期障がい福祉計画（R3～5（2021～2023）実績
※R5（2023）は、策定時、年度途中のため未記入

（1）訪問系サービス

サービス名	項目	第5期実績			第6期実績		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①居宅介護	利用人数	72人	80人	80人	80人	84人	
	利用時間	1,074時間	922時間	1,005時間	1,143時間	1,252時間	
②重度訪問介護	利用人数	6人	6人	4人	4人	4人	
	利用時間	850時間	795時間	748時間	747時間	876時間	
③同行援護	利用人数	3人	3人	1人	1人	2人	
	利用時間	17時間	14時間	4時間	1時間	5時間	

※利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。利用時間は、1か月当たりの平均利用時間。

訪問系サービスの実施状況を見ると、居宅介護の利用人数はやや増加しているものの、重度訪問介護、同行援護はほぼ横ばいの状況となっています。

（2）日中活動系サービス

サービス名	項目	第5期実績			第6期実績		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①生活介護	利用人数	255人	263人	274人	271人	295人	
	利用日数	4,692日	4,746日	5,059日	5,399日	5,268日	
②自立訓練（機能訓練）	利用人数	1人	0人	0人	0人	0人	
	利用日数	4日	0日	0日	0日	0日	
③自立訓練（生活訓練）	利用人数	6人	6人	3人	3人	2人	
	利用日数	110日	111日	73日	91日	62日	
④就労移行支援	利用人数	7人	6人	2人	1人	2人	
	利用日数	143日	110日	24日	18日	25日	
⑤就労継続支援（A型）	利用人数	29人	30人	33人	42人	47人	
	利用日数	581日	580日	746日	840日	968日	
⑥就労継続支援（B型）	利用人数	117人	116人	119人	116人	128人	
	利用日数	2,049日	2,028日	2,071日	2,037日	2,170日	
⑦療養介護	利用人数	13人	13人	13人	13人	13人	
	利用日数	394日	397日	395日	395日	395日	
⑧短期入所（ショートステイ）	利用人数	15人	27人	32人	35人	37人	
	利用日数	203日	311日	439日	604日	569日	

※利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。利用日数は、1か月当たりの平均利用日数。

日中活動系サービスの利用状況を見ると、生活介護と就労継続支援（B型）の利用人数は増加しており、就労継続支援（A型）と短期入所（ショートステイ）もやや増加しています。

自立訓練（機能訓練）については令和元(2019)年度以降利用がない状況が続いています。

(3) 居住系サービス

サービス名	項目	第5期実績			第6期実績		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①共同生活援助(グループホーム)	利用人数	54人	62人	70人	71人	87人	
②施設入所支援	利用人数	140人	138人	136人	134人	149人	
③自立生活援助	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	

※利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。

居住系サービスの利用状況を見ると、自立生活援助は利用がない状況が続いていますが、共同生活援助(グループホーム)と施設入所支援は利用人数が増加しています。

(4) 相談支援サービス

サービス名	項目	第5期実績			第6期実績		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①計画相談支援	利用人数	85人	88人	112人	120人	126人	
②地域移行支援	利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	
③地域定着支援	利用人数	0人	0人	0人	0人	2人	

相談支援サービスの利用状況を見ると、計画相談支援の利用は増加傾向にあります。

地域移行支援については利用がなく、地域定着支援は令和4(2022)年度に2人の利用がありました。

6. 障害児支援施策の実施状況

第1期障がい児福祉計画（H30～R2（2018～2020）実績
第2期障がい児福祉計画（R3～5（2021～2023）実績
※R5（2023）は、策定時、年度途中のため未記入

（1）障害児通所支援

サービス名	項目	第1期実績			第2期実績		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①児童発達支援	利用人数	16人	16人	15人	16人	22人	
	利用日数	53日	55日	55日	78日	73日	
②放課後等デイサービス	利用人数	39人	37人	39人	40人	51人	
	利用日数	496日	488日	522日	645日	763日	
③医療型児童発達支援	利用人数	1人	1人	0人	0人	0人	
	利用日数	3日	1日	0日	0日	0日	

※利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。利用日数は、1か月当たりの平均利用日数。

障害児通所支援の利用状況をみると、放課後等デイサービスの利用人数が事業所の増加に伴い、増加しています。医療型児童発達支援については令和2（2020）年度以降利用がありません。

（2）障害児相談支援

サービス名	項目	第1期実績			第2期実績		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児相談支援	利用人数	14人	12人	14人	12人	18人	

利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。

障害児相談支援の利用状況をみると、年度によりばらつきはあるものの、利用人数はやや増加しています。

7. 地域生活支援事業の実施状況

サービス名	第5期実績			第6期実績		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1)理解促進研修・啓発事業	1件	1件	0件	0件	0件	
(2)自発的活動支援事業	0件	0件	1件	0件	0件	
(3)相談支援事業						
①障害者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
(4)成年後見制度利用支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	
(5)成年後見制度法人後見支援事業	0件	0件	0件	0件	0件	
(6)意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	17人	16人	18人	18人	16人	
②手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	
(7)日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	0件	8件	3件	0件	1件	
②自立生活支援用具	3件	3件	3件	3件	5件	
③在宅療養等支援用具	8件	17件	15件	13件	9件	
④情報・意思疎通支援用具	5件	11件	5件	8件	3件	
⑤排泄管理支援用具	1,877件	1,903件	1,932件	1,842件	1,736件	
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0件	4件	0件	4件	0件	
(8)手話奉仕員養成研修事業	12人	6人	0人	7人	6人	
(9)移動支援事業	利用人数	1人	1人	0人	0人	0人
	利用時間	7時間	15時間	0時間	0時間	0時間
(10)地域活動支援センター	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
地域活動支援センター基礎的事業	71人	63人	67人	65人	56人	
地域活動支援センター機能強化事業	4人	11人	14人	10人	16人	
(11)その他の事業（任意事業）						
①日常生活支援						
(ア)福祉ホームの運営	1人	1人	1人	1人	0人	
(イ)訪問入浴サービス	3人	3人	4人	1人	0人	
(ウ)日中一時支援	21人	32人	27人	29人	26人	
②社会参加支援						
(ア)レクリエーション活動等支援	90人	62人	0人	0人	0人	
(イ)芸術文化活動振興	122人	197人	0人	0人	115人	
(ウ)点字・声の広報等発行	11人	11人	8人	8人	8人	
(エ)自動車運転免許取得費の助成	0人	0人	0人	0人	0人	
(オ)自動車改造費の助成	3人	0人	1人	1人	3人	

※人数は年間の実人数。件数、時間数は年間の数値。

地域生活支援事業については、おおむね例年通りの水準で継続していますが、(1)理解促進研修・啓発事業（とらいあぐる祭）や、(11)②(ア)レクリエーション活動等支援、(イ)芸術文化活動振興等、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、実施できない事業もありました。

8. 前回計画における指標と目標の達成状況

重点事項	指標	平成26年度 (2014年度)	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)
		実績	実績	達成度	目標値
重点事項1 障がい者理解の促進	障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合	14.6%	13.5%	45.0%	30.0%
重点事項2 相談支援体制の拡充	指定特定相談支援事業所数	3事業所	5事業所	50.0%	10事業所
	指定障害児相談支援事業所数	1事業所	4事業所	200.0%	2事業所
	相談支援専門員従事者数	5人	9人	45.0%	20人
重点事項3 日中活動の場の拡充	地域定着支援年間実利用者数	0人	2人	22.2%	9人
	地域活動支援センター1日平均利用者数	3.7人	3.7人	46.3%	8.0人
重点事項4 住居の確保	地域移行支援利用者累計	1人	1人	5.6%	18人
	市内のグループホームの総定員	31人	82人	141.4%	58人
重点事項5 就労支援体制の充実	民間事業所における障がい者雇用率	2.38%	2.62%	97.0%	2.70%
重点事項6 災害時の体制整備	福祉避難所数（障がい者対応）	0箇所	4箇所	200.0%	2箇所

※重点事項2～4については、平成26（2014）年度実績→平成25（2013）年度実績、令和5（2023）年度目標値→令和4（2022）年度目標値と読み替えてください。

※令和4（2022）年度の達成度は、目標値に対する令和4（2022）年度の実績の割合

重点事項 指標		分析	目標
1	障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合	市民意識調査の項目を指標としているため、回答者の大半が障がいのない方と考えられ、取組を伝えるのが難しかったと考えられるが、共生社会の実現を目指すうえでは必要な指標。	継続
2	指定特定相談支援事業所数	3項目のうち1項目の達成であったが、いずれも増加しており、一定の成果があった。相談員の有資格者は他に数名いるが、経営の都合上、増員が難しい現状もあると考えられるため、引き続き取り組むが指標とはしない。	終了
	指定障害児相談支援事業所数		
	相談支援専門員従事者数		
3	地域定着支援年間実利用者数	事業所が市内になかったため、実績が少なかったが、令和4（2022）年度から1事業所がサービスを開始したため、今後増加が期待される。国が地域生活への移行を推進していることから指標として継続する。	継続
	地域活動支援センター1日平均利用者数	一時期増加したが、コロナウイルス感染拡大の影響によって減少した。センターの利用は社会参加の一步と考えており、引き続き指標とする。	
4	地域移行支援利用者累計	事業所が市内になかったため、実績が少なかったが、令和4（2022）年度から1事業所がサービスを開始したため、今後増加が期待される。国が地域生活への移行を推進していることから指標として継続する。	継続
	市内のグループホームの総定員	目標は達成したが、サービスの利用が大きく伸びており、今後も継続して指標とする。	
5	民間事業所における障がい者雇用率	障がい者雇用率の対象となる事業者の範囲が拡大した影響もあり、達成とならなかった。一般就労への移行を促進する観点から継続とする。	継続
6	福祉避難所数（障がい者対応）	目標は達成したが、災害対応時に障がい者が安心して避難できる場所を確保するため、今後も継続して指標とする。	継続

9. アンケート調査結果のポイント

(1) 回答者の基本属性

1) 年齢

○18歳未満

	n	0～6歳未満	6～12歳未満	12～15歳未満	15～18歳未満	無回答	平均
全体	100.0%	16.7%	39.6%	8.3%	31.3%	4.2%	10.6歳
	48件	8件	19件	4件	15件	2件	

○18歳以上

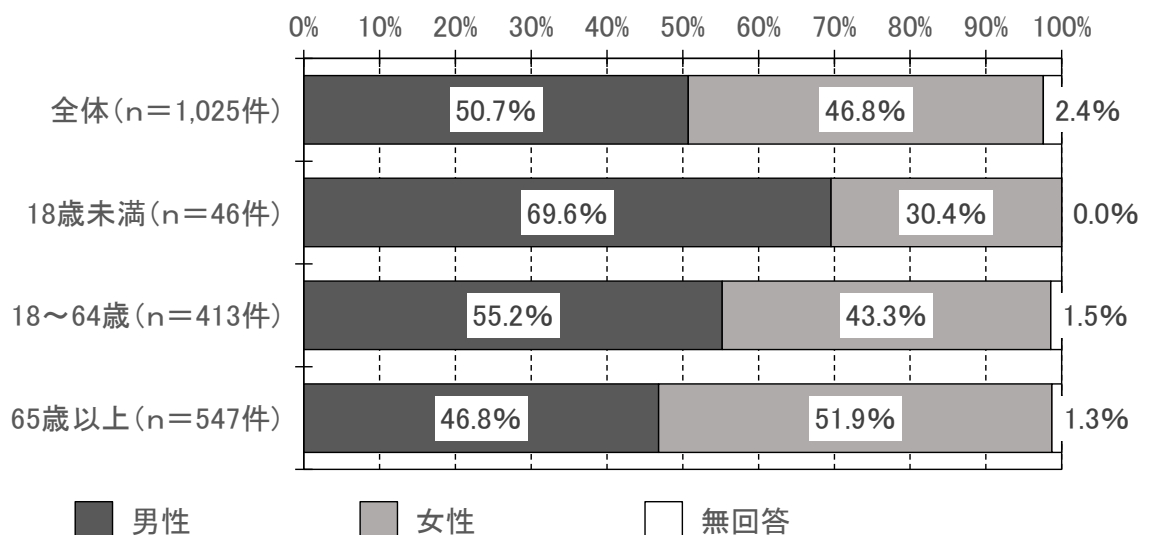
	n	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	平均
全体	100.0%	5.3%	6.1%	9.8%	21.0%	24.3%	31.7%	1.7%	63.5歳
	977件	52件	60件	96件	205件	237件	310件	17件	

回答者の年齢は、18歳未満では平均10.6歳、「6～12歳未満」(39.6%)と「15～18歳未満」(31.3%)の占める割合が高くなっています。

18歳以上では平均63.5歳で、「75歳以上」の占める割合が31.7%と3割を超えています。整理すると、18～64歳が42.3%、65歳以上が56.0%となっています。

※第2章 9. アンケート調査結果のポイント中において、年齢の無回答があるため、全体の件数と各年齢区分の合計件数は合致しません。

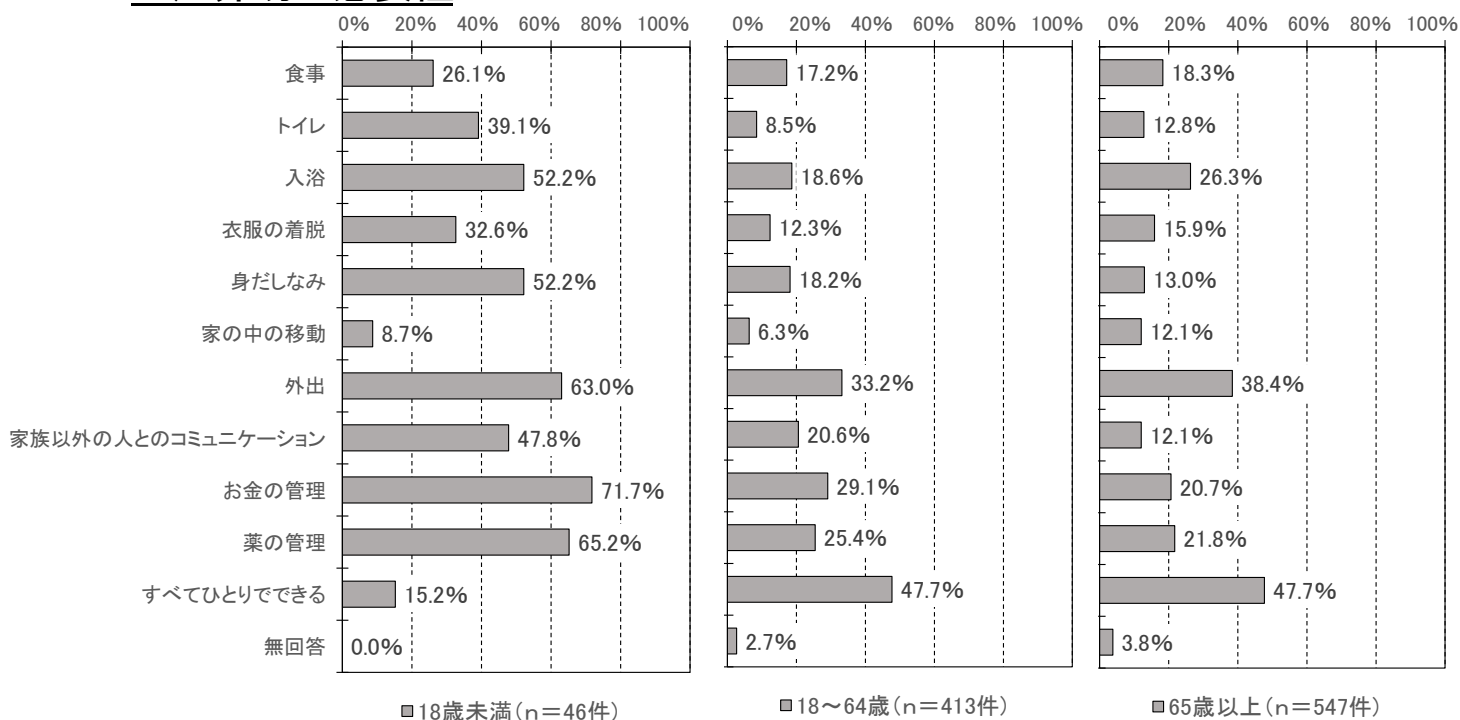
2) 性別



回答者の性別は18歳未満では「男性」が69.6%と女性よりも割合が高くなっています。18～64歳でも「男性」が55.2%で「女性」の43.3%よりも割合がやや高く、65歳以上では「女性」が51.9%でやや女性の占める割合が高くなっています。

(2) 調査結果のポイント

1) 介助の必要性

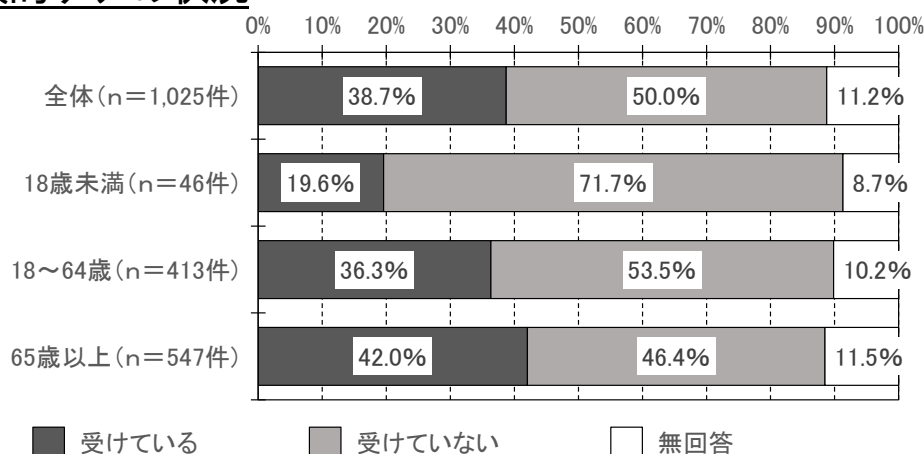


日常生活における介助の必要性についてみると、18歳未満では多くの項目で必要という回答の割合が高く、「お金の管理」(71.7%)、「薬の管理」(65.2%)、「外出」(63.0%)については18歳未満の6割以上が介助が必要としています。

18歳以上では「すべてひとりでできる」という回答の割合が高くなっており、18~64歳、65歳以上ともに47.7%がすべてひとりでできるとしています。

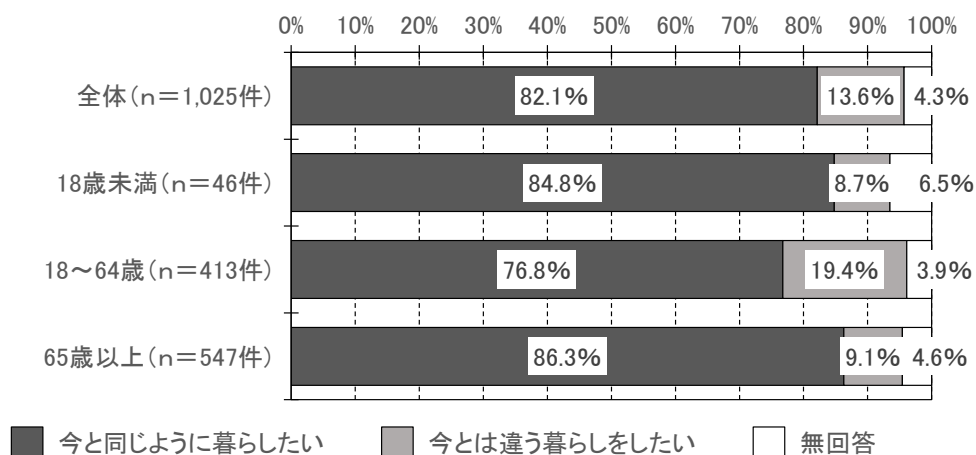
介助が必要なこととしては、18~64歳、65歳以上ともに「外出」の回答が多くなっています。

2) 医療的ケアの状況



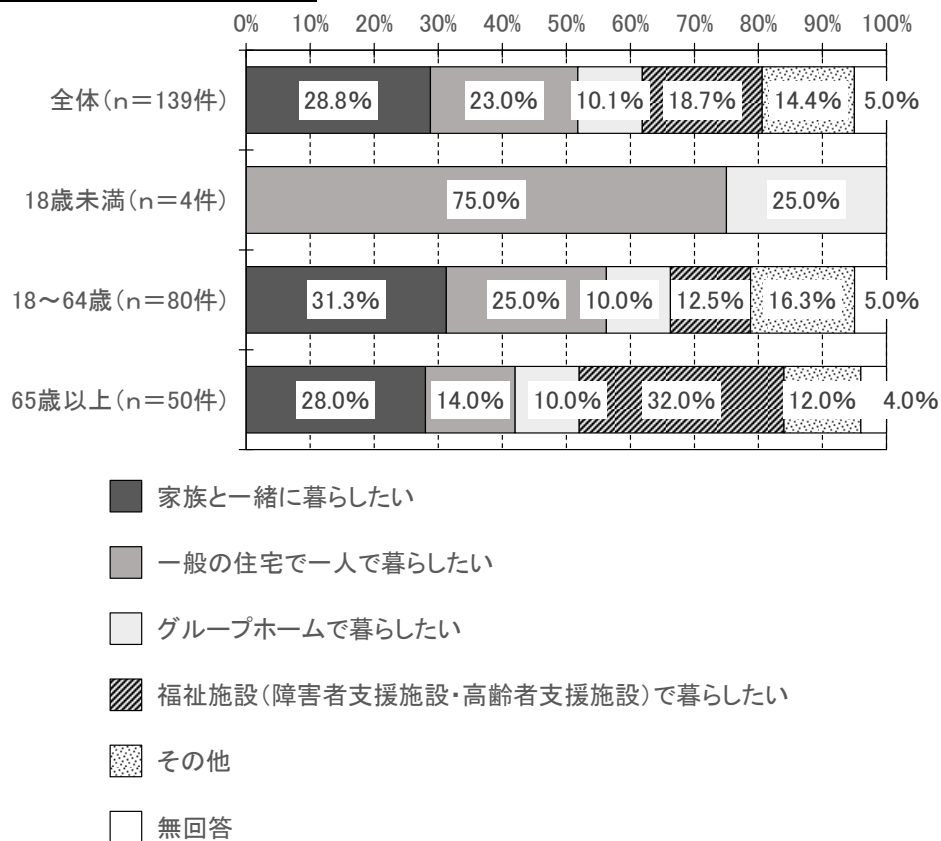
医療的ケアの状況を見ると、18歳未満では「受けている」という回答は19.6%ですが、18～64歳では36.3%、65歳以上では42.0%と年齢が上がるほど、医療的ケアを受けている人の割合は高くなっています。

3) 近い将来における暮らし方の希望



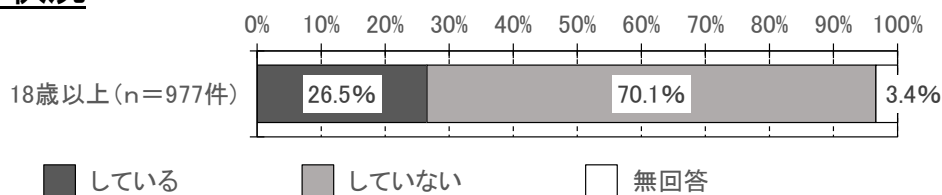
近い将来の暮らし方については、いずれの年齢層においても「今と同じように暮らしたい」が高い割合を占めていますが、18～64歳では「今とは違う暮らしをしたい」という回答も19.4%と約2割を占めています。

4) 今後の暮らし方の希望



近い将来今とは違う暮らし方をしたいという人に、どのような暮らし方を希望しているのかについて聞くと、全体、18歳未満、18～64歳では、地域で暮らしたい割合が6割を超えています。18歳未満では「一般の住宅で一人で暮らしたい」という回答が多く、18歳以上では「家族と一緒に暮らしたい」が31.3%、65歳以上では「福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしたい」が32.0%でもっとも多くなっています。

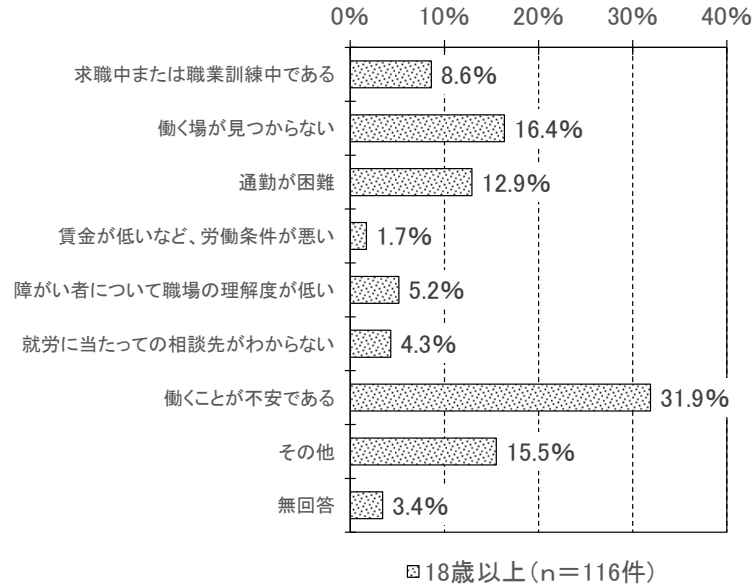
5) 就労状況



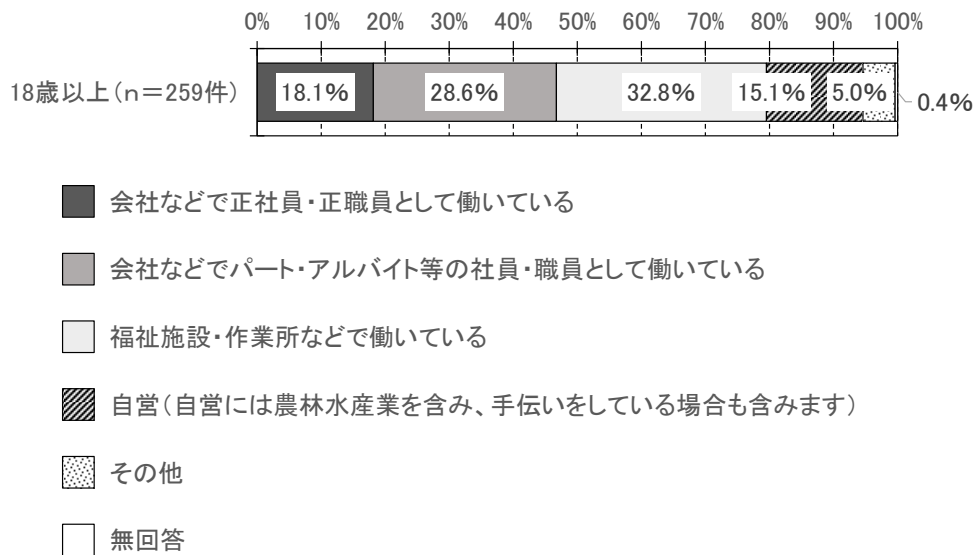
18歳以上の調査対象者の現在の就労状況を見ると、仕事を「している」という人は26.5%で、70.1%は現在仕事をしていないとしています。

		n	している	していない	無回答
全体		100.0%	26.5%	70.1%	3.4%
		977件	259件	685件	33件
本人の年齢	30歳未満	100.0%	61.5%	30.8%	7.7%
		52件	32件	16件	4件
	30～39歳	100.0%	73.3%	25.0%	1.7%
		60件	44件	15件	1件
	40～49歳	100.0%	42.7%	51.0%	6.3%
		96件	41件	49件	6件
	50～64歳	100.0%	37.1%	62.4%	0.5%
	205件	76件	128件	1件	
65～74歳	100.0%	18.1%	79.7%	2.1%	
	237件	43件	189件	5件	
75歳以上	100.0%	5.2%	89.7%	5.2%	
	310件	16件	278件	16件	

仕事を「している」という人の割合は「30～39歳」の73.3%がもっとも高く、以降、年齢が上がるにつれて仕事を「している」という人の割合は低下していきます。

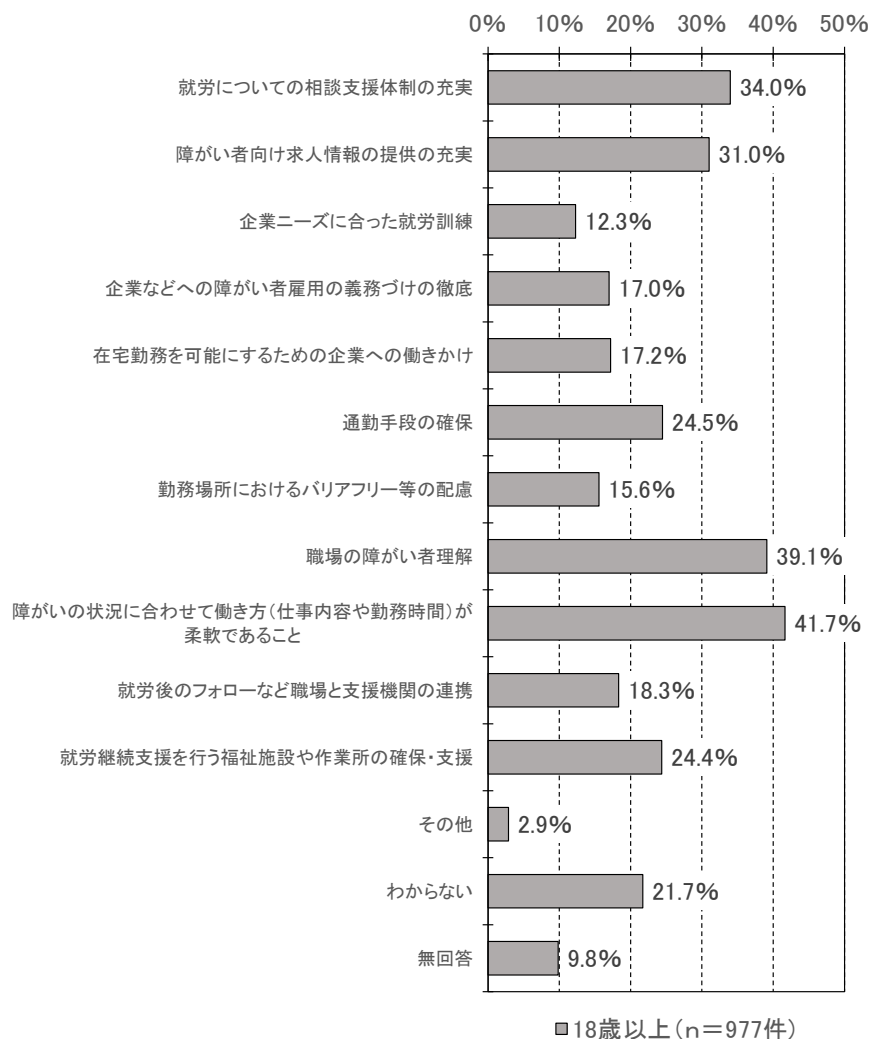


現在仕事をしていないが、今後仕事をしてみたいと思っている人に、現在仕事をする事ができていない理由について聞くと、「働くことが不安である」が31.9%でもっとも多くなっています。ついで「働く場が見つからない」(16.4%)、「通勤が困難」(12.9%)といった理由が挙げられています。



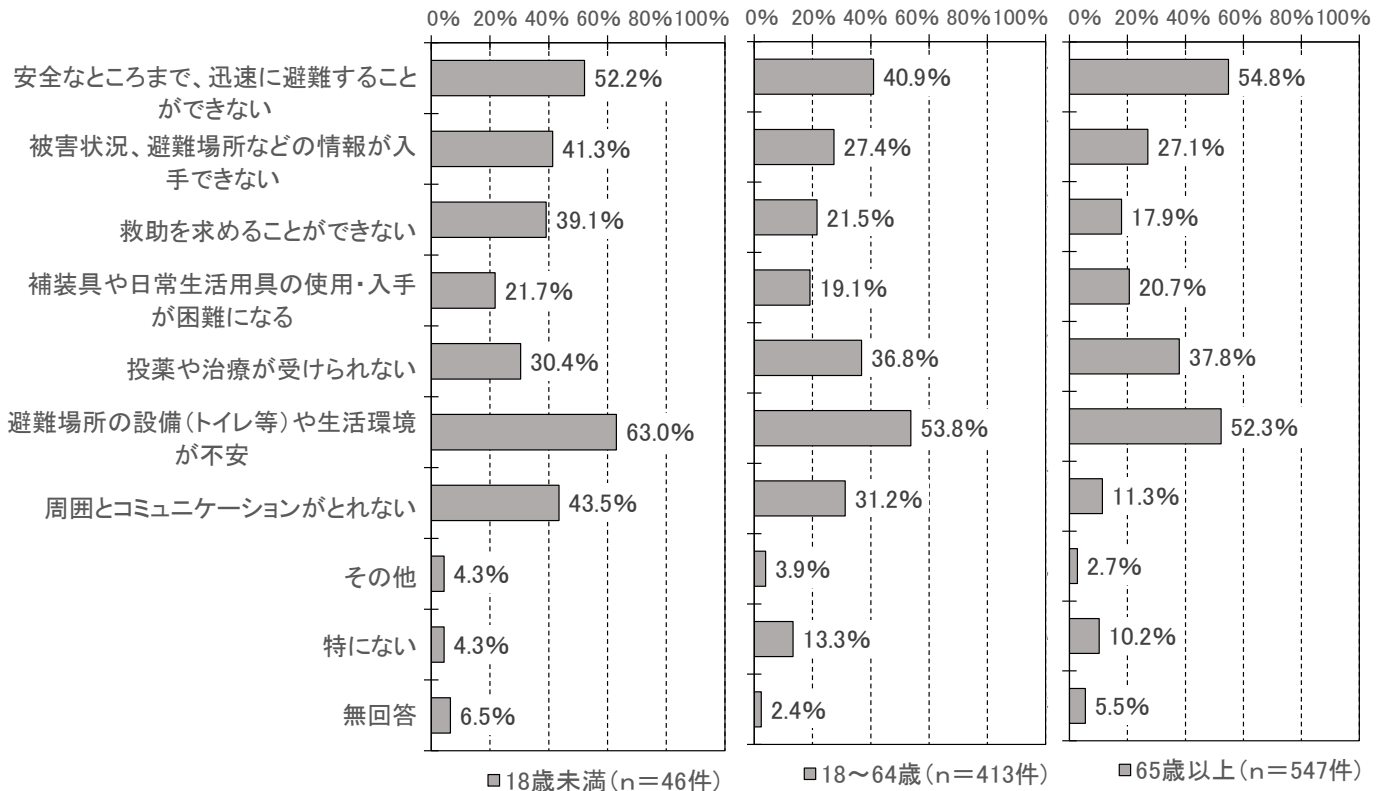
現在仕事をしているという人に働き方について聞くと、「福祉施設・作業所などで働いている」(32.8%)がもっとも多く、ついで「会社などでパート・アルバイト等の社員・職員として働いている」(28.6%)、「会社などで正社員・正職員として働いている」(18.1%)などとなっており、4割以上は会社などで働いているとしています。

6) 必要な就労支援



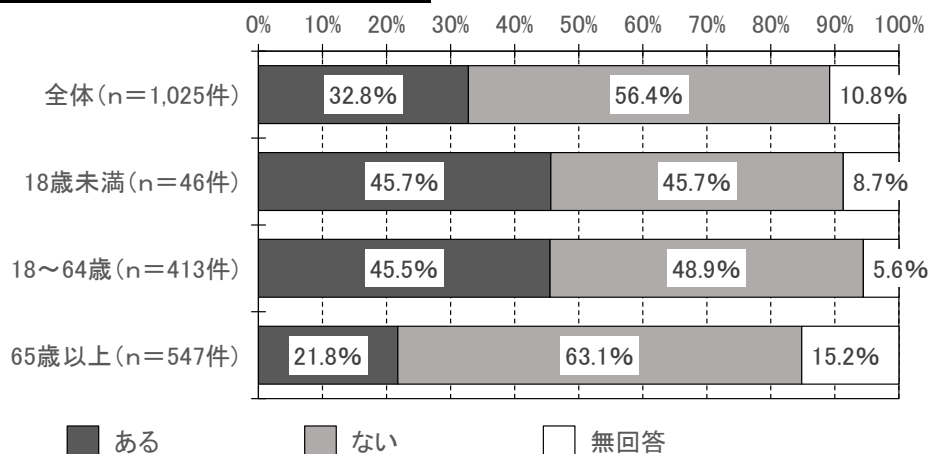
障がい者のための就労支援として必要なこととしては、「障がいの状況に合わせて働き方(仕事内容や勤務時間)が柔軟であること」(41.7%)と「職場の障がい者理解」(39.1%)といった職場の環境改善に関する項目への回答が多くなっています。ついで「就労についての相談支援体制の充実」(34.0%)、「障がい者向け求人情報の提供の充実」(31.0%)などへの回答が多くなっています。

7) 災害時に困ること



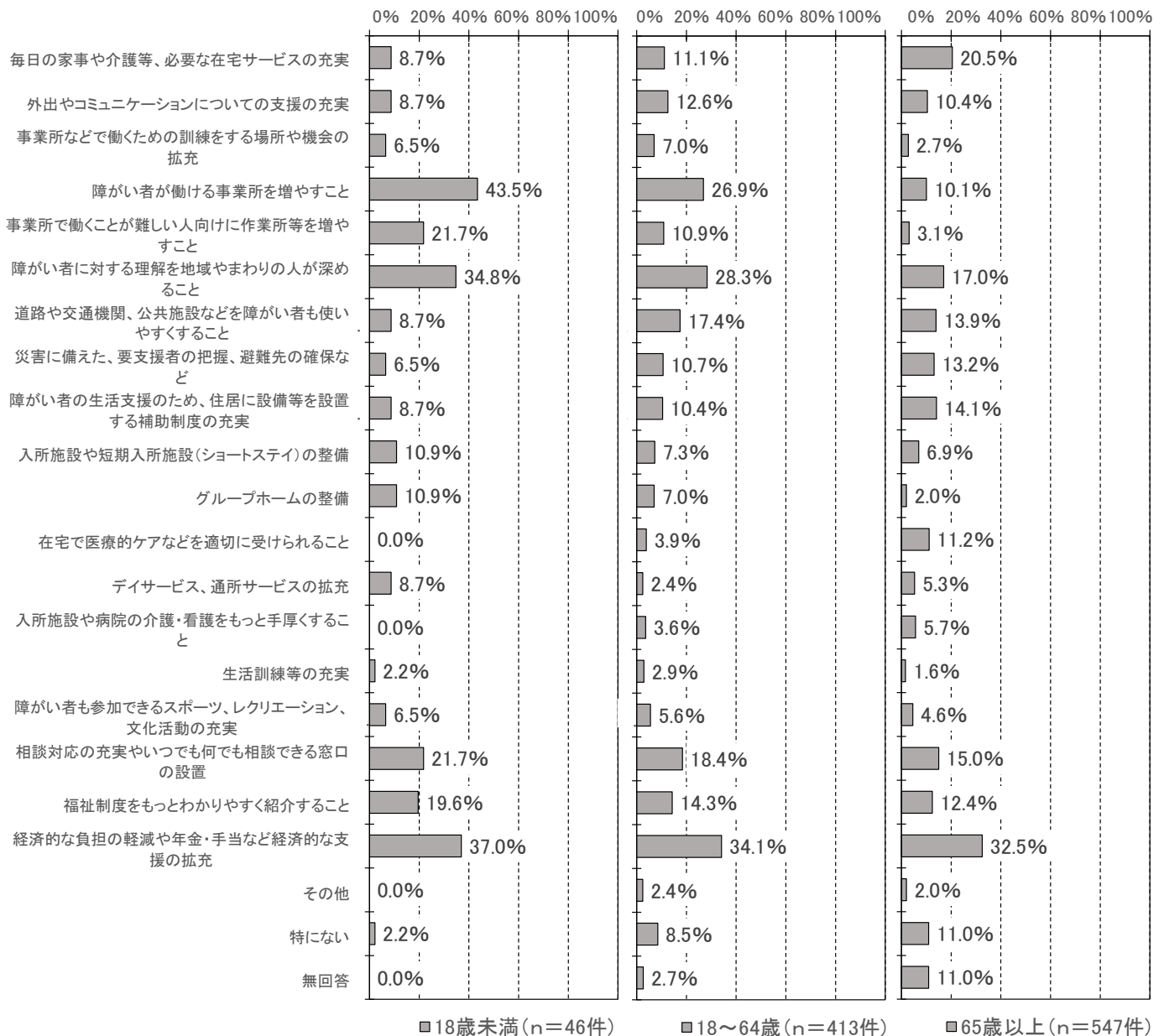
災害時に困ることについては、いずれの年齢においても「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」と「安全なところまで、迅速に避難することができない」への回答が多くなっており、18歳未満では「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」への回答が63.0%と6割を超えています。

8) 障がいによる差別経験の有無



障がいによる差別経験の有無をみると、65歳未満の年齢層では障がいによる差別を受けた経験が「ある」という回答が45%程度を占めており、全体でも32.8%と3割以上の方が差別を受けたことが「ある」としています。

9) 障がい者も暮らしやすい地域にするために大切なこと

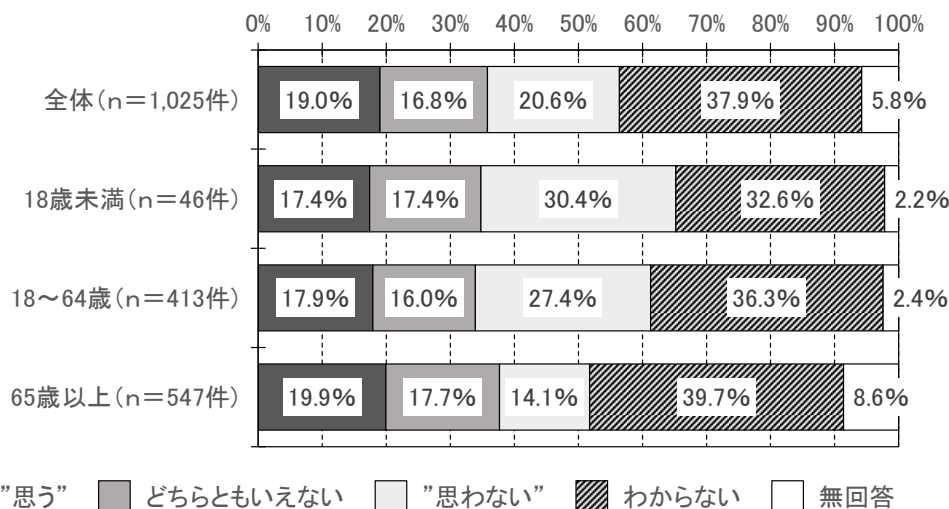


障がい者も暮らしやすい地域にするために大切だと思うこととしては、18歳未満では「障がい者が働ける事業所を増やすこと」が43.5%でもっとも多くなっています。

18～64歳と65歳以上では「経済的な負担の軽減や年金・手当など経済的な支援の拡充」への回答がもっとも多くなっており、18歳未満も含め、すべての年齢層で3割以上が大切だと思うこととして挙げています。

その他、「障がい者に対する理解を地域やまわりの人が深めること」「相談対応の充実やいつでも何でも相談できる相談窓口の設置」がすべての年齢層で多くなっています。

10) 障がいのある人も社会参加できる環境の整備状況



		n	思う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない	わからない	無回答	
全体		1,025件	7.2%	11.8%	16.8%	9.1%	11.5%	37.9%	5.8%
本人の年齢	18歳未満	46件	2.2%	15.2%	17.4%	4.3%	26.1%	32.6%	2.2%
		1件	7件	8件	2件	12件	15件	1件	
	18~64歳	413件	5.8%	12.1%	16.0%	11.6%	15.7%	36.3%	2.4%
		24件	50件	66件	48件	65件	150件	10件	
	65歳以上	547件	9.0%	11.0%	17.7%	7.3%	6.8%	39.7%	8.6%
		49件	60件	97件	40件	37件	217件	47件	

能代市が、障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思うかどうかについてみると、いずれの年齢層においても「わからない」という回答がもっとも多くなっています。

社会参加できる環境が整っていると「思う」（「思う」、「どちらかといえば思う」という回答は）いずれの年齢層においても2割を超えておらず、18歳未満と18~64歳では「思わない」（「どちらかといえば思わない」、「思わない」）よりも回答割合は低くなっています。

65歳以上では「思わない」という回答は14.1%で、「思う」という回答の方がやや割合が高くなっています。

(3) アンケート調査結果から見えるもの

1) 介助の必要性

各年代で外出するときに介助を必要としています。

2) 医療的ケアの状況

およそ4割の人が医療的ケアを必要としています。

3) 近い将来における暮らし方の希望

8割以上の人が今と同じように暮らしたいと考えています。

4) 今後の暮らし方の希望

暮らし方を変えたい人のうち6割以上が地域での暮らしを望んでいます。

5) 就労状況

64歳以下(4区分の計)の4割以上の人働いています。

6) 必要な就労支援

障がいの状況に合わせて働き方(仕事内容や勤務時間)が柔軟であることが求められています。

職場の障がい者理解が求められています。

就労についての相談支援体制の充実が求められています。

障がい者向け求人情報の提供の充実が求められています。

7) 災害時に困ること

避難場所の設備(トイレ等)や生活環境に不安を感じています。

安全なところまで、迅速に避難することができないことに不安を感じています。

8) 障がいによる差別経験の有無

3割以上の人差別を受けたことがあると感じています。

9) 障がい者も暮らしやすい地域にするために大切なこと

経済的な負担の軽減や年金・手当など経済的な支援の拡充が求められています。

障がい者が働ける事業所を増やすことが求められています。

障がい者に対する理解を地域やまわりの人が深めることが求められています。

相談対応の充実やいつでも何でも相談できる窓口の設置が求められています。

10) 障がいのある人も社会参加できる環境の整備状況

社会参加できる環境だと思う人の割合は2割以下となっています。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念・基本目標

国の「障害者基本計画(第5次)」では、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があり、このような社会の実現に向け、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために取り組むことを目的として、国が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

秋田県においては、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として掲げ、県民一人ひとりが障害への理解を深め、支え合いながら「共生社会」の実現を目指すとしています。

本市は前計画において「障がいのある人が、地域で人とつながりながら、生き生きと暮らせる環境づくり」を基本理念とし、その実現のために「ともに生きるよろこびのあるまち能代」を基本目標として、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが能代に住んでよかったですと思えるようなまちを目指して、市民一人ひとりの参加により、各種の施策や事業に取り組んできました。

本市の基本理念も、国と県の基本理念に沿うものであり、本計画においてもその考え方は継承しますが、国と県においてはより“共生社会の実現”が強調されており、本市の計画においても、目指すべき“共生社会の実現”を明確にして、新たな基本理念を設定します。

基本目標についてはこれまでの計画を継承し、共生社会を実現するための施策に取り組んでいきます。

基本理念

地域で人とつながり、互いの個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標

ともに生きるよろこびのあるまち能代

■共生社会実現に向けてのポイント

前計画の重点事項に掲げていた「障がい者理解の促進」についての進捗度や、今回の計画策定のために行ったアンケート結果によると、まだまだ、障がい者に対する理解が進んでいないと考えられます。

共生社会実現のため、次に掲げる「優しさの3本柱」を念頭に、計画に掲げる各施策に取り組めます。

◎障がい者理解の促進

障がい者の目線で物事を考え、適切な支援（サービス、まちづくり等）を行います。

◎合理的配慮の促進

障がい者が、社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせた配慮を行います。

◎情報発信・共有の推進

障がい者が可能な限り、障がいのない人と同一の内容の情報を同一の時点において取得できるように考えます。

2. 障がい者計画等の施策体系

施策分野1 共生社会の実現に向けた取組

(1) 相互理解の促進

- 1) 理解・啓発活動の推進
- 2) 福祉に関する教育の推進

(2) ボランティア活動等の支援

- 1) ボランティア団体の育成支援
- 2) ボランティア団体の活動支援
- 3) 障がい者団体の支援

施策分野2 安全・安心な生活環境づくり

(1) 安全・安心、快適なまちづくり

- 1) 人にやさしいまちづくりの推進
- 2) 移動しやすい環境の整備
- 3) 居住環境の整備促進

(2) 防犯、防災対策の推進

- 1) 防犯対策の推進
- 2) 防災対策の推進

施策分野3 暮らしを支える体制の整備

(1) 相談・情報提供体制の整備

- 1) 相談体制の拡充
- 2) 情報提供体制の充実

(2) 障がい者の権利擁護

- 1) 権利擁護の推進
- 2) 虐待の防止

(3) 健康づくりの推進

- 1) 保健・医療サービスの充実
- 2) 療育体制の整備

施策分野4 障害福祉サービス等の推進

(1) 地域生活の支援体制の充実

- 1) 在宅生活の支援
- 2) 居住支援の充実

(2) 障害福祉サービスの推進

- 1) 訪問系サービス
- 2) 日中活動系サービス
- 3) 居住系サービス
- 4) 相談支援サービス

障がい福祉計画

(3) 地域生活支援事業の推進

- 1) 必須事業
- 2) 任意事業

(4) 障害児支援施策の推進

- 1) 障害児通所支援
- 2) 障害児相談支援

障がい児福祉計画

施策分野5 社会参加と自立の促進

(1) 教育環境の充実

- 1) 就学相談・就学情報の充実
- 2) 障がい児教育の支援
- 3) 充実した教育環境の整備

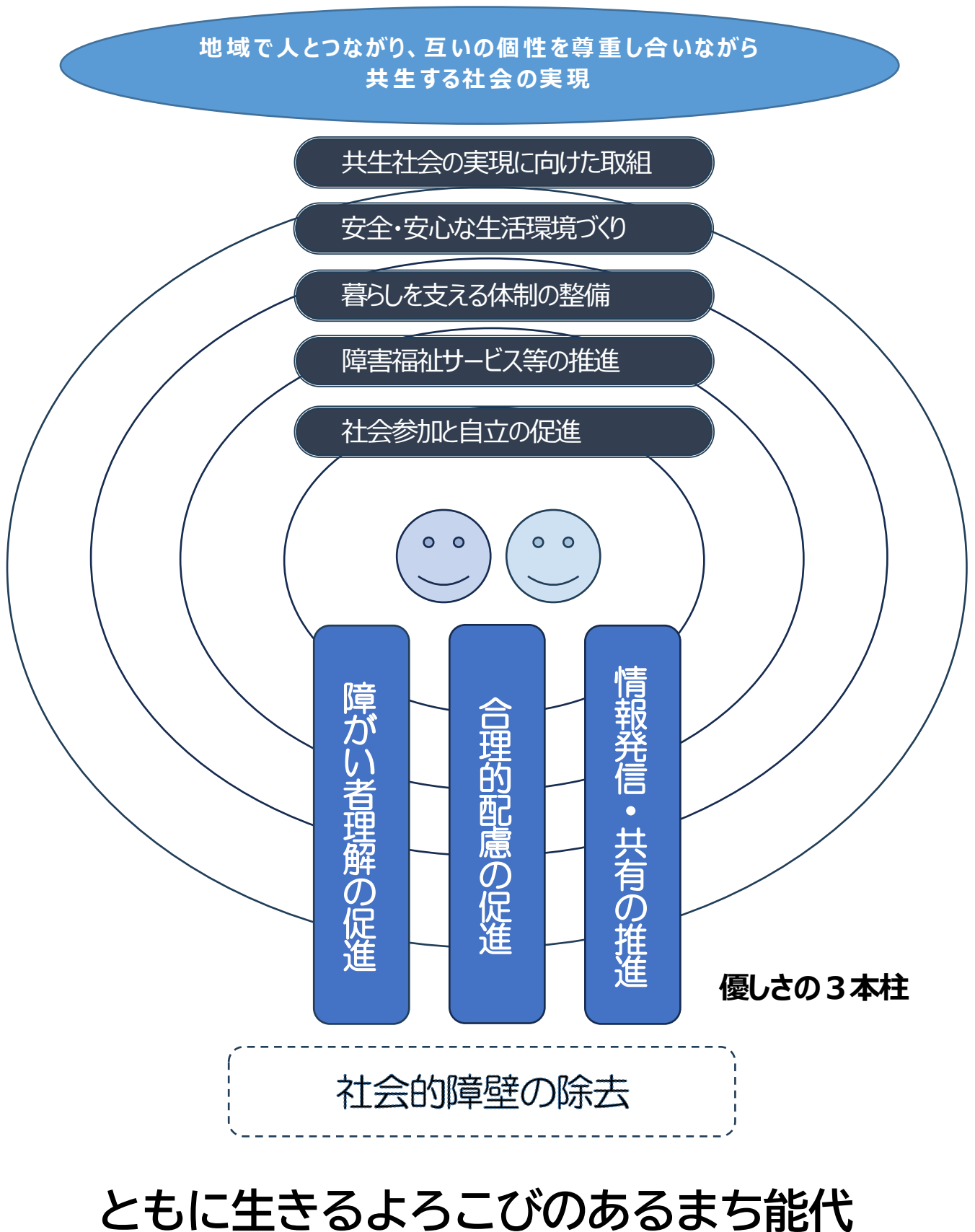
(2) 雇用・就労の促進

- 1) 雇用・就労の環境の充実
- 2) 多様な就労機会の確保

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

- 1) 活動の場・環境の整備
- 2) 活動の促進

3. 障がい者計画等の推進イメージ



4. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系

障がい福祉計画は障害者総合支援法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその提供体制の確保などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障がい福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。



5. 障害福祉サービス・障害児支援施策推進の考え方

障害福祉サービス・障害児支援施策推進にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、以下の点に留意して取り組んでいきます。

1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者が身近な地域で障害福祉サービスを受けることができるように、本市がサービスの実施主体となることを基本とします。

また、障害福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等とし、県からの適切な支援を通じて地域等の違いによらず、どこでも等しく標準的なサービスを受けられるようにサービス提供体制等の格差の是正を図りながら、サービスの充実を進めます。

特に発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等については従来から障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、様々な接点を通じて対象者本人に対して十分な情報提供を行い障害福祉サービス等の活用を促進します。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるように、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、緊急時の受入体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進め、機能強化を図っていきます。

相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進していきます。さらに精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

また、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児入所支援については県を、障害児通所支援及び障害児相談支援については本市を実施主体の基本とします。障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県による適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の地域格差解消を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。

医療的ケア児(人工呼吸器の装着などの医療的ケアが日常的に必要な児童をいう。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する障がい児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

6 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたり安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と、それを担う人材の確保・定着を図る必要があることから、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に係る協力が協力して取り組めます。

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

地域における社会参加を促進するため、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を行い、地域でいきいきと安心して健康的に暮らせる社会を目指します。

障がい者による文化芸術活動を推進するため、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

第4章 施策の展開

施策分野1 共生社会の実現に向けた取組

(1) 相互理解の促進

1) 理解・啓発活動の推進

○障害者週間などの啓発活動

担当課：福祉課

関係団体：障がい者団体、障害福祉サービス事業所等、支援学校

[事業概況]

障害者週間などを契機に、障がいと障がい者に対する正しい理解を深めるため、啓発活動を展開します。

[実施事業]

○能代市障がい者ふれあい作品展

○障がいについての関心や理解を深めるイベント等の実施

担当課：福祉課

関係団体：とらいあぐる、障がい者団体、障害福祉サービス事業所等

[事業概況]

地域において、障がい者団体等の協力を得ながら、障がい者と地域住民が交流し、障がいに関する関心や理解を深めるイベント等を実施します。

[実施事業]

○とらいあぐる祭

○障がい者の地域行事等への参加促進

担当課：福祉課、農業振興課

関係団体：とらいあんぐる、ボランティア団体、障がい者団体、支援学校

[事業概況]

ボランティア団体等の協力を得ながら、障がい者の地域事業等への積極的な参加を促進します。また、障がい者団体等が自主的に開催する行事、研修会、講演会等についても、市民やボランティア団体の参加を促進し、障がい者に対する理解を深めます。

[実施事業]

- おでかけ交流（とらいあんぐる）
- 能代市障がい者ふれあい作品展〔再掲〕
- 能代市障がい者スポーツ・レクリエーション大会
- 能代産業フェア等での食育関連ブースにおける支援学校とのタイアップ

○能代市障がい者計画の広報活動

担当課：福祉課

[事業概況]

障がい者への理解促進や障がい福祉の向上のため、能代市障がい者計画を各種広報媒体により情報提供します。

[実施事業]

- 計画書及び計画書の概要版をホームページに掲載
- 能代市出前講座のメニューに登録

○事務・事業における合理的配慮

担当課：議会事務局、子ども館、全所属

[事業概況]

市の事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をします。

[実施事業]

- 議場の傍聴席に※携帯型磁気ループシステムを導入
※音声磁場を作り、難聴者の聞こえを支援する設備
- 障害者手帳所持者及び介助職員のプラネタリウム観覧料免除

○障がい者への合理的配慮の提供義務化の周知

担当課：福祉課

関係団体：事業者

[事業概況]

令和 3(2021)年に障害者差別解消法が改正され(令和 6(2024)年 4 月 1 日施行)、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されたことから、取組を進めるため市内事業者に周知を図ります。

2) 福祉に関する教育の推進

○学校における福祉教育

担当課：学校教育課

関係団体：支援学校

[事業概況]

小・中学校の道徳の時間において、「思いやり」や「親切」に関する読み物資料等を活用し指導します。また、総合的な学習の時間等において、支援学校との交流学习や養護老人ホームの訪問などのボランティア活動等を通し福祉の心を育んでいきます。

○社会教育における福祉教育

担当課：生涯学習・スポーツ振興課

[事業概況]

市民の障がい者福祉への理解と認識を深めるため、生涯学習の一環としてボランティア活動の推進を図るほか、公民館等の講座に、障がい者に対する理解を深めるための内容を盛り込むなどの取組を進めます。

[実施事業]

- 中高生ボランティア育成講座を開催し、のしろであいのコンサート等の福祉活動事業への協力を企画(中央公民館)
- ポッチャ体験教室など、パラスポーツへの理解と関心を深める講座を開催(地区公民館)

○集団保育による障がい者理解の促進

担当課：子育て支援課

関係団体：保育所等

[事業概況]

保育所、認定こども園、幼稚園等において、障がいのある児童もない児童も一緒に過ごす集団保育の充実に努めます。

(2) ボランティア活動等の支援

1) ボランティア団体の育成支援

○ボランティアセンター運営の支援

担当課：市民活力推進課、福祉課

関係団体：社会福祉協議会

[事業概況]

本市におけるボランティア活動の中心的存在であるボランティアセンター（能代市社会福祉協議会）の運営を支援します。

○ボランティアの育成

担当課：福祉課、市民活力推進課、生涯学習・スポーツ振興課

関係団体：社会福祉協議会、市民

[事業概況]

朗読及び手話等のボランティア活動に対する市民の理解と関心を深めるとともに、技術習得のための研修会やボランティア養成事業を行い、ボランティアの育成を図ります。また、小・中学校、高等学校の児童生徒に対し、体験学習等を通じたボランティア意識の醸成を促進します。

[実施事業]

- 手話奉仕員養成講座の開催【地域生活支援事業】
- 能代市出前講座のメニューに手話講座を登録
- 朗読及び手話等のボランティア講座の開催
- 中高生ボランティア育成講座を開催し、のしろであいのコンサート等の福祉活動事業への協力を企画（中央公民館）〔再掲〕

2) ボランティア団体の活動支援

○ボランティア団体の活動支援

担当課：福祉課、長寿いきがい課、生涯学習・スポーツ振興課

関係団体：ボランティア団体

[事業概況]

ボランティア団体を実施している、のしろであいのコンサート等の事業を継続して支援し、ボランティア活動の継続・拡大を図ります。また、ボランティア団体で組織しているボランティア連絡協議会の活動に対する支援を行います。

[実施事業]

- 福祉バスの貸出
- 福祉基金事業による助成
- 能代市ボランティア連絡協議会への補助金交付
- 中高生ボランティア育成講座を開催し、のしろであいのコンサート等の福祉活動事業への協力を企画(中央公民館)[再掲]

3) 障がい者団体の支援

○障がい者団体の育成と連携強化

担当課：福祉課

関係団体：障がい者団体

[事業概況]

障がい者団体は障がい別に組織され、自主的に活動しています。これらの各障がい者団体の育成と活動を支援するとともに、能代市障害者団体連絡協議会を通して各団体の連携強化を図ります。

○障がい者等の自発的活動に対する支援

担当課：福祉課

[事業概況]

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組に対して支援します。利用を促進するため、対象となる活動を例示するなど、周知活動に取り組みます。

[実施事業]

- 自発的活動支援事業【地域生活支援事業】

施策分野2 安全・安心な生活環境づくり

(1) 安全・安心、快適なまちづくり

1) 人にやさしいまちづくりの推進

○公共施設のバリアフリー化

担当課：都市整備課、関係各課

[事業概況]

障がい者が社会参加しやすい環境づくりのために、高齢者、障害等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨を踏まえて公共施設のバリアフリー化に努めます。

また、男性も加齢や病気等の理由により尿もれパット等を必要としている人がいることから、公共施設の男性用トイレの個室に「サンタリーボックス」の設置を進めます。

○学校施設の整備

担当課：教育総務課

[事業概況]

障がいのある児童の入学に際して、障がい者用トイレ、階段への手すり等、必要に応じて整備に努めるとともに、校舎改築時においても適切な教育環境の整備を図ります。

○公園などの整備促進

担当課：都市整備課

[事業概況]

公園、緑地の整備にあたっては、障がい者が安全に安心して利用できるよう、園路やスロープの整備、多目的トイレの設置など、安全面に配慮し整備を推進します。

○冬期間の除雪支援

担当課：福祉課、長寿いきがい課

関係団体：社会福祉協議会、シルバー人材センター

[事業概況]

冬期間に、自宅から道路までの除雪が困難な障がい者や高齢者が、安心して暮らせるよう、軽度生活援助券を発行し、除雪に係る経費の一部を援助します。また、社会福祉協議会（ボランティアセンター）で実施している雪対策支援事業に助成します。

[実施事業]

- 軽度生活援助券の発行
- 高齢者等雪下ろし費用助成事業
- ボランティアセンターの運営

2) 移動しやすい環境の整備

○外出支援サービスの利用促進

担当課：福祉課

関係団体：障害福祉サービス事業所

[事業概況]

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等のサービス利用を支援します。また、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するための必要な援護、外出時の介護等のサービス利用を支援します。

[実施事業]

- 同行援護【障害福祉サービス】
- 行動援護【障害福祉サービス】

○移動支援の促進（ガイドヘルパー）

担当課：福祉課

関係団体：障害福祉サービス事業所

[事業概況]

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。

[実施事業]

- 移動支援事業【地域生活支援事業】

○障がい者の外出助成

担当課：福祉課

[事業概況]

重度障がい者（児）が行事への参加や通院などにタクシーを利用する場合または自家用車利用する場合、その経費の一部を助成します。また、利用距離に応じた支援策について検討します。

[実施事業]

○障害者外出支援事業（タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付）

○歩行空間の整備

担当課：道路河川課

[事業概況]

障がい者の歩行の安全確保や事故防止のため、歩道の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロック等の整備に努めます。

○自動車の利用に対する支援

担当課：福祉課

[事業概況]

障がい者の自動車利用を支援するため、自動車改造費及び自動車運転免許証取得の助成、自動車税・自動車取得税の減免措置に係る証明書の発行を行います。

[実施事業]

- 身体障害者自動車改造費の助成【地域生活支援事業】
- 身体障害者自動車運転免許取得費の助成【地域生活支援事業】

○各種交通機関における減免制度の周知・利用の促進

担当課：福祉課

[事業概況]

障がい者の移動支援としてのJR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引制度等の周知と利用の促進を図ります。

3) 居住環境の整備促進

○居住環境に関する相談体制の充実

担当課：福祉課、都市整備課

[事業概況]

障がい者個々の事情に応じた適切な住宅リフォームに対応するため、行政機関等の連携を図り、相談体制の充実に努めます。

[実施事業]

- 日常生活用具給付（住宅改修費）
- 住宅リフォーム支援事業補助

○生活福祉資金等の周知

担当課：福祉課

関係団体：社会福祉協議会

[事業概況]

社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付や高齢者世帯住宅小破修理事業の周知を図ります。

[実施事業]

- 生活福祉資金貸付
- 高齢者世帯住宅小破修理事業

○障害者住宅整備資金等の活用促進

担当課：福祉課

[事業概況]

障害者住宅整備資金貸付の活用促進を図り、居住環境の整備に努めます。

[実施事業]

- 障害者住宅整備資金貸付

○住宅の整備（公営住宅の整備）

担当課：都市整備課

[事業概況]

障がい者や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう、生活や活動の障壁となる段差等を取り除いた公営住宅の整備に努めます。

(2) 防犯、防災対策の推進

1) 防犯対策の推進

○地域防犯体制の充実

担当課：福祉課

[事業概況]

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、警察及び防犯関係団体等との連携を図ります。

言葉や耳の不自由な方が事故や火事などに遭われた際の緊急連絡先(メール・FAX110番、FAX119番等)について周知します。

[実施事業]

- メール・FAX110番
- FAX119番、NET119緊急通報システム

2) 防災対策の推進

○緊急時における通報体制の整備

担当課：長寿いきがい課

関係団体：地域包括支援センター

[事業概況]

1級または2級の身体障害者手帳所持者のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯等における緊急通報装置の設置を支援し、急病、災害等の緊急時に速やかな通報と救助を行う体制を整備します。

[実施事業]

- 緊急通報装置の貸与(ふれあい安心電話)

○防災意識の高揚、防災知識の普及

担当課：総務課

[事業概況]

障がい者や高齢者等の要配慮者について、災害時に地域が一丸となった対応ができるよう、出前講座の実施や広報等により防災意識の高揚、知識の普及を図ります。

○地域防災体制の確立

担当課：総務課

関係団体：自主防災組織

[事業概況]

障がい者や高齢者等の要配慮者に対する安全対策として、能代市総合防災訓練及び春・秋の消防総合訓練で、関係機関や障がい者を含めた地域住民の集団避難誘導訓練を実施し、安全な避難誘導體制の確立や救援体制のネットワーク化を図ります。

自主防災組織に対する補助制度や設立支援を実施し、「自助」「共助」による地域防災力の向上を図ります。

[実施事業]

- 自主防災組織の設立（令和4（2022）年度末現在：160組織）
※参考 自治会・町内会：201
- 自主防災組織補助金制度
（防災資機材購入費、自主防災組織活動費）

○避難行動要支援者名簿の整備と個別計画の策定

担当課：総務課、福祉課、長寿いきがい課

関係団体：事業者

[事業概況]

障がい者や高齢者等の要配慮者の安全を確保するため、災害時に避難支援を要する者の把握に努め、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を整備します。また、個々の状態に合った避難支援プラン（個別計画）の策定に努めます。

[実施事業]

- 避難行動要支援者名簿の整備
- 避難支援プラン（個別計画）の策定
- 市内の浸水想定区域内の病院、老人ホーム等の施設管理者への避難確保計画策定支援

○福祉避難所（障がい者対応）の確保

担当課：総務課、福祉課

関係団体：福祉避難所

[事業概況]

一般の指定避難所で生活することが困難な障がい者の避難に対応できる福祉避難所を指定するよう努めます。また、福祉避難所において福祉・医療サービスの提供など体制の整備に努めます。

[実施事業]

○福祉避難所の指定（令和4（2022）年度末現在：4箇所）

○「ヘルプカード」の普及

担当課：福祉課

連携主体：秋田県

[事業概況]

秋田県と連携し、障がい者が災害時・緊急時に必要な支援を受けられる「ヘルプカード」の周知・配布に努めます。

施策分野3 暮らしを支える体制の整備

(1) 相談・情報提供体制の整備

1) 相談体制の拡充

○関係機関等との連携による相談業務の充実

担当課：福祉課、長寿いきがい課

関係団体：とらいあぐる、基幹相談支援センター、地域包括支援センター 等

[事業概況]

障がい者や介護者の在宅介護等に関する総合的な相談を身近で受けられるよう、担当課による対応のほか、基幹相談支援センターやとらいあぐる、地域包括支援センター、関係機関との連携を図り、相談業務の充実に努めます。

また、基幹相談支援センターが総合的な相談支援を担うとともに、地域の相談支援体制の強化及び地域総合支援協議会における地域サービス基盤の開発・改善に必要な部会の設置など、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを目指します。

○計画相談支援体制等の拡充

担当課：福祉課

関係団体：計画相談支援事業所

[事業概況]

障害福祉サービス等を利用する障がい者(障がい児)に対して、個別のサービス等利用計画を作成し、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を促進します。その一環として、サービス等利用計画を作成することができる事業所及び相談支援専門員を増やすため、各事業所に指定申請や資格取得の働きかけをします。

○民生委員等との連携による相談体制の充実

担当課：福祉課

関係団体：民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員

[事業概況]

障がい者やその家族が、それぞれの地域で身近に相談できるよう、地域の民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員に対して、研修や必要な情報の提供を行うとともに、連携を図ります。

○総合的な相談体制の構築

担当課：福祉課

関係団体：基幹相談支援センター

[事業概況]

障がい者が抱える課題を解決に導くには、一機関だけでは限界があり、各分野の支援を一体的・継続的に行うことが必要です。そのため各機関の情報の共有化と個別ケースについては役割分担を確認し協働します。基幹相談支援センターを中心として、関係機関の情報の共有化を図るなど、地域の相談支援ネットワークの強化を図ります。

○地域生活支援拠点等の機能の充実

担当課：福祉課

関係団体：基幹相談支援センター、計画相談支援事業所、障害福祉サービス事業所

[事業概況]

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」について、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、緊急時の一時受入施設の設置について検討します。

2) 情報提供体制の充実

○意思疎通の支援について

担当課：福祉課

関係団体：県

[事業概況]

障がい特性に応じた意思疎通支援者の派遣等について調整を行います。

○手話通訳者の設置

担当課：福祉課

[事業概況]

聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、市役所に手話通訳者を設置します。

[実施事業]

○手話通訳者の設置【地域生活支援事業】

○手話通訳者等の派遣

担当課：福祉課

関係団体：市登録手話通訳者・要約筆記奉仕員

[事業概況]

聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣します。

[実施事業]

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業【地域生活支援事業】

○「声の広報」の発行

担当課：福祉課

[事業概況]

視覚障がい者等への情報提供として「声の広報」を発行します。

[実施事業]

○声の広報発行【地域生活支援事業】

○手話奉仕員等の養成

担当課：福祉課

関係団体：聴力障害者会、県

[事業概況]

聴覚障がい者の情報提供の充実を図るため、関係団体と協力し、手話奉仕員養成講座を開催します。

また、県が行う意思疎通支援者の養成研修等について周知を図ります。

[実施事業]

○手話奉仕員養成講座の開催【地域生活支援事業】〔再掲〕

○情報入手におけるバリアフリー化

担当課：福祉課、地域情報課

[事業概況]

市役所窓口を始め、関係機関等へ障がいに関するパンフレット等を備え付け、障がい者が手軽に情報を得ることができるようにします。

また、障がい者等が必要とする情報を的確に把握できるよう、わかりやすく表現するなど、市の広報やホームページの充実を図ります。

(2) 障がい者の権利擁護

1) 権利擁護の推進

○権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の周知

担当課：福祉課

関係団体：社会福祉協議会

[事業概況]

知的障がい等により判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業の周知に努めます。

○成年後見制度の周知と利用促進

担当課：福祉課、長寿いきがい課

関係団体：中核機関(社会福祉協議会)

[事業概況]

判断能力が不十分な障がい者、高齢者の財産管理や福祉サービスなどの契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う成年後見制度を周知するとともに利用を支援します。

成年後見制度の利用促進に向け、中核機関を設置し、運営を社会福祉協議会に委託します。中核機関との連携、ケースに応じて関係機関が一体となって対応を行います。

[実施事業]

○成年後見制度利用支援事業【地域生活支援事業】

○成年後見制度法人後見への支援

担当課：福祉課、長寿いきがい課

関係団体：社会福祉協議会

[事業概況]

法人による成年後見制度実施に向けて、適切な事業運営が確保できると認められる団体に働きかけし、実施体制の整備等に対して支援します。

2) 虐待の防止

○障がい者虐待への対応

担当課：福祉課

関係団体：基幹相談支援センター

[事業概況]

障がい者虐待に関する相談や通報を受け付けし、調査の上必要に応じて保護するほか、虐待があった際の通報の呼びかけ、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。

(3) 健康づくりの推進

1) 保健・医療サービスの充実

○疾病予防対策の推進

担当課：健康づくり課

関係団体：健康推進員

[事業概況]

健康教室や健康相談等により健康や疾病に対する知識の普及を図るとともに、指導が必要な人には訪問指導にあたるなど、疾病予防に努めます。また、健康推進員等の協力を得て、健診受診率の向上を図ります。

[実施事業]

- 健康教育・健康相談
- 訪問指導
- 保健センターでの健康診査
- 食生活改善推進員の養成
- 健康運動教室の開催

○健康診査の推進（保健センター等の健診無料化）

担当課：健康づくり課

[事業概況]

障がい者等が定期的に健康診査を受け、疾病の早期発見、早期治療につながるよう、障がい者及び70歳以上の高齢者が保健センター等で健康診査を受ける場合の健診料金を無料にします。

○医療給付制度の適切な運用

担当課：福祉課、市民保険課、子育て世代包括支援センター

関係団体：県、指定医療機関

[事業概況]

自立支援医療、福祉医療及び未熟児養育医療の適正な運用を図るとともに、県や指定医療機関等との連携を密にし、指定難病や小児慢性特定疾病に関する医療費助成制度についての情報提供を行うなど、医療を必要とする障がい者が安心して適切に医療を受けられるよう努めます。

○肢体不自由児の発達支援

担当課：福祉課

[事業概況]

理学療法等の機能訓練または治療を要する肢体不自由児に対して、基本的な動作の指導等を行う児童発達支援のサービス利用を支援します。

障害者手帳や特別児童扶養手当の申請者等に対しパンフレット等を通じて障害児通所支援の周知を行っています。

[実施事業]

○児童発達支援【障害児通所支援】

2) 療育体制の整備

○障がいの早期発見と早期療育

担当課：子育て世代包括支援センター、子育て支援課

関係団体：県、医療機関、保育所等

[事業概況]

保健所及び医療機関等と連携しつつ、健康診査や保育所等での保育等を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、保健指導、訪問指導等の充実により、早期療育を図ります。

[実施事業]

○妊婦健康診査（一般健康診査、妊婦感染症検査等）

○母子保健指導（妊婦保健指導、母子健康相談等）

○母子訪問指導（妊産婦、新生児、乳児等）

○乳幼児健康診査（4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳） ※臨床心理士による相談の実施

○周産期医療体制の充実

担当課：健康づくり課

関係団体：医療機関

[事業概況]

出生時の母子の救命及び障がいの予防を図るため、医療機関の協力を得ながら周産期医療体制の充実に努めます。

[実施事業]

○産科医等確保支援事業

○障がい予防の知識の普及

担当課：子育て世代包括支援センター

[事業概況]

安全な出産や健全な育児のために、母子手帳交付時の保健指導や母親学級等で障がいの予防についての知識の普及に努めます。

○障がい児保育の充実・推進

担当課：子育て支援課

関係団体：保育所等

[事業概況]

障がい児が地域でともに育つ環境づくりを進めるため、地域の保育所、認定こども園、幼稚園、留守家庭児童会等における受入推進と体制整備を図ります。

○未就学児の発達支援

担当課：福祉課

[事業概況]

保健センターや医療機関等による健診等により、障がいがあると診断された就学前の子どもを対象として、早期から療育指導を行うことにより基本的な生活能力の向上を図る児童発達支援のサービス利用を支援します。

[実施事業]

- 児童発達支援【障害児支援施策】

○障がい児早期療育のための相談体制整備と情報提供

担当課：福祉課、子育て支援課、子育て世代包括支援センター、学校教育課

[事業概況]

障がい児の早期療育のため保健・福祉・教育・医療の各分野の関係機関が連携を密にし、5歳児親子相談を実施するほか、特別支援教育アドバイザーの配置等により適切な相談体制を整え保護者等が必要とする情報を的確に提供します。

5歳児親子相談等によって障がい福祉分野の支援が必要とされた児童について、相談や情報提供等の適切な支援に努めます。

[実施事業]

- 5歳児親子相談
- 特別支援教育アドバイザーの配置
- 特別支援教育統括コーディネーターの配置

施策分野4 障害福祉サービス等の推進

(1) 地域生活の支援体制の充実

1) 在宅生活の支援

○在宅福祉サービスの推進

担当課：福祉課

関係団体：基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、計画相談事業所

[事業概況]

障害者総合支援法に基づく介護給付等の各種在宅福祉サービスの利用を支援します。

○訪問系サービス(居宅介護／重度訪問介護／重度障害者等包括支援等)

○日中活動系サービス(生活介護／療養介護／短期入所等)

障害者手帳交付時に、パンフレット等により障害福祉サービスについて周知するとともに、サービス利用について随時相談に応じます。

○審査体制の充実

担当課：福祉課

関係団体：障害支援区分認定審査会

[事業概況]

障害福祉サービスの給付決定にあたって必要となる障害支援区分の認定に係る調査員を確保するよう事業所に働きかけるとともに、認定審査会委員の研修機会を確保し、資質の向上に努めます。

○地域活動支援センターの充実

担当課：福祉課

関係団体：とらいあんぐる

[事業概況]

障がい者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの事業内容を充実させるとともに機能を強化し、障がい者の地域生活・日中活動を支援します。

[実施事業]

○地域活動支援センター機能強化事業【地域生活支援事業】

○生活介護・自立訓練施設の整備促進

担当課：福祉課

関係団体：社会福祉法人等

[事業概況]

障がい者の日中活動の場として、生活介護又は自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービスを提供する施設の整備について、社会福祉法人等と連携して促進します。要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。

○短期入所施設(ショートステイ)の整備促進

担当課：福祉課

関係団体：社会福祉法人等

[事業概況]

在宅の障がい者を介護する方が疾病等の場合、地域で短期間介護等の支援を行う施設の整備について、社会福祉法人等と連携して促進します。要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。

○日中一時支援事業の実施

担当課：福祉課

関係団体：障害福祉サービス事業所

[事業概況]

障がい者の家族が就労等のため居宅において介護等を行うことが困難な場合に、障がい者の日中における活動等の場を提供します。

[実施事業]

○日中一時支援事業【地域生活支援事業】

○福祉人材の確保・育成・定着

担当課：福祉課

関係団体：ハローワーク、秋田県福祉保健人材・研修センター、障害福祉サービス事業所等

[事業概況]

福祉にふさわしい人材の確保・育成・定着を図るため、研修の実施や訓練に対する助成等について、事業所への周知に取り組みます。

[実施事業]

- 福祉保健研修
- 人材開発支援助成金

○地域定着支援の利用促進

担当課：福祉課

関係団体：相談支援事業所

[事業概況]

在宅で単身等により生活する障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、緊急事態等が生じた場合、相談その他必要な支援を行うサービスの利用を支援します。

また、地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所の設置を事業者へ働きかけます。

[実施事業]

○地域定着支援【障害福祉サービス】

○介護保険によるサービスの推進

担当課：長寿いきがい課

[事業概況]

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険サービスの利用が優先されますが、障がい者の利用意向や状況を確認の上、適切な給付に努めます。

[実施事業]

○介護保険サービスの適切な給付

○食の自立支援

担当課：長寿いきがい課

[事業概況]

食事の調理が困難な高齢者及び障がい者手帳所持者のみで構成される世帯のうち、介護予防・日常生活支援総合事業対象者について、食生活の改善及び健康増進を図るため、安否確認を兼ねた配食サービスを行います。

[実施事業]

○食の自立支援事業（配食サービス）

○コミュニケーションの支援

担当課：福祉課

[事業概況]

聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳等の方法により障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する者の派遣を行い、コミュニケーションを支援します。

[実施事業]

- 福祉課窓口への手話通訳者の設置【地域生活支援事業】〔再掲〕
- 手話奉仕員養成講座の開催【地域生活支援事業】〔再掲〕
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業【地域生活支援事業】〔再掲〕

○日常生活用具等給付事業の利用促進

担当課：福祉課、子育て世代包括支援センター

[事業概況]

障がい者(小児慢性特定疾患児含む)の自立と生活の質の向上を図るため、日常生活用具が必要な人に適切に給付されるよう努めます。

[実施事業]

- 日常生活用具給付等事業【地域生活支援事業】
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

○訪問入浴サービス事業

担当課：福祉課

[事業概況]

在宅の重度身体障がい者の居宅を訪問し入浴介護を行い、清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

[実施事業]

- 訪問入浴サービス事業【地域生活支援事業】

○補装具の交付・修理

担当課：福祉課

[事業概況]

障がい者の自立と生活の質の向上を図るため、身体機能を補助するための用具の交付・修理を行うとともに、必要な補装具の利用促進を図ります。

[実施事業]

- 補装具の交付・修理

○各種減免制度の周知・利用の促進

担当課：福祉課

[事業概況]

所得税、市県民税の控除、自動車税、自動車取得税の減免、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料等の各種割引制度等の周知と利用の促進を図ります。

○特別障害者手当等の支給

担当課：福祉課

[事業概況]

障がい者が経済的にも安定した生活を営めるよう、一定の障がいのある人に対して特別障害者手当等を支給します。

[実施事業]

- 特別障害者手当（20歳以上、重度の障がい、在宅）
- 障害児福祉手当（20歳未満、重度の障がい、在宅、公的年金未支給）
- 特別児童扶養手当
（20歳未満、中程度以上の障がい児を監護する父母等、在宅、公的年金未支給）
- 経過的福祉手当（20歳以上、特別障害者手当の対象外、公的年金未支給） ※新規認定なし

2) 居住支援の充実

○居住系サービスの利用促進

担当課：福祉課

関係団体：障害福祉サービス事業所

[事業概況]

施設等の障がい者や自宅等での生活が困難な障がい者の住環境として、共同生活援助のサービス利用を支援します。また、障害者支援施設等の利用が必要な方に対する施設入所支援のサービス利用を支援します。

[実施事業]

- 共同生活援助（グループホーム）【障害福祉サービス】
- 施設入所支援【障害福祉サービス】

○地域移行支援の利用促進

担当課：福祉課

関係団体：相談支援事業所

[事業概況]

施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等が地域生活に移行するため、相談その他の必要な支援を行うサービスの利用を支援します。

また、地域移行支援を行う指定一般相談支援事業所の設置を事業所へ働きかけます。

[実施事業]

○地域移行支援【障害福祉サービス】

○共同生活援助施設(グループホーム)の整備促進

担当課：福祉課

関係団体：社会福祉法人等

[事業概況]

障がい者が地域で安心して生活できる住まいの場として、グループホームを社会福祉法人等と連携して整備促進します。要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。

○居住サポートの推進

担当課：福祉課

関係団体：相談支援事業所

[事業概況]

保証人がいない等の理由によりアパート等への入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整及び家主等への相談・助言を行うサービスの実施に向け、指定相談支援事業所に働きかけし、障がい者の地域生活を支援するよう努めます。

○福祉ホームの活用

担当課：福祉課

[事業概況]

住居を求める障がい者の需要に応じて、運営事業者の指定等について検討します。

(2) 障害福祉サービスの推進

1) 訪問系サービス

○居宅介護

[事業概況]

自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、日常生活上の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	80人	84人	91人	92人	93人	94人
利用時間(時間/月)	1,143時間	1,252時間	1,223時間	1,236時間	1,249時間	1,262時間

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で13事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+4〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、やや増加の傾向。希望日時の集中や、職員不足によりサービスの提供ができなかったケースも見られ、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。

○重度訪問介護

[事業概況]

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時の移動支援等、総合的な支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	4人	4人	3人	3人	3人	3人
利用時間(時間/月)	747時間	876時間	876時間	876時間	876時間	876時間

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で10事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+3〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、やや減少の傾向。職員不足によりサービスの提供ができなかったケースも見られ、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。

○同行援護

[事業概況]

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	1人	2人	3人	3人	3人	3人
利用時間(時間/月)	1時間	5時間	8時間	8時間	8時間	8時間

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で3事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+2〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、特に増減なしの傾向。職員不足によりサービスの提供ができなかったケースも見られ、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。

○行動援護

[事業概況]

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
利用時間(時間/月)	0時間	0時間	0時間	3時間	3時間	3時間

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で1事業所がサービスを提供。事業者アンケート調査では、減少の傾向。近年の利用実績はないが、需要に的確に応じられるよう事業者のサービス提供体制に留意します。

2) 日中活動系サービス

○生活介護

[事業概況]

常に介護を必要とする障がい者に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	271人	295人	273人	273人	273人	273人
延人数(人日/月)	5,399人日	5,268人日	5,135人日	5,135人日	5,135人日	5,135人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で8事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+6〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、増減なしの傾向。

障がいの程度等により事業所で対応できない困難ケースのためサービスの提供ができなかったケースが見られます。利用者が多いサービスであり、需要に的確に応じられるよう事業者のサービス提供体制に留意します。

○自立訓練（生活訓練）

[事業概況]

知的障がい者や精神障がい者に、地域において自立した日常生活や社会生活ができるよう、食事や家事等の日常生活を向上するための支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	3人	2人	2人	2人	2人	2人
延人数(人日/月)	91人日	62人日	28人日	28人日	28人日	28人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末は市内でサービスを提供している事業者なし。能代山本圏域で1事業所がサービスを提供。地域移行、地域定着につながるサービスであり、需要に的確に応じられるよう事業者のサービス提供体制に留意します。

○就労移行支援

[事業概況]

一般就労を希望する障がい者（65歳未満に限る。）に、知識・能力の向上、企業における実習等、その適性に合った職場開拓や就労後の職場定着のための支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	1人	2人	1人	1人	1人	1人
延人数(人日/月)	18人日	25人日	22人日	22人日	22人日	22人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末は市内及び能代山本圏域でサービスを提供している事業者なし。一般就労につながるサービスであり、地域での需要やサービスの実施見込み等について情報を収集します。

○就労継続支援A型（雇用型）

[事業概況]

一般就労が可能と見込まれる障がい者（65歳未満に限る。）に、一般就労に必要な知識・能力を高め、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	42人	47人	47人	48人	49人	50人
延人数(人日/月)	840人日	968人日	952人日	973人日	994人日	1,015人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で1事業所がサービスを提供。事業者アンケート調査では、やや増加の傾向。希望日時集中や、障がいの程度等により事業所で対応できない困難ケースのためサービスの提供ができなかったケースあり。障がい者の就労の選択肢となるサービスであり、需要に的確に応じられるよう事業者のサービス提供体制に留意します。

○就労継続支援B型（非雇用型）

[事業概況]

企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業A型（雇用型）の利用が困難と判断された障がい者に、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約を締結しない。）します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	116人	128人	136人	138人	140人	142人
延人数(人日/月)	2,037人日	2,170人日	2,418人日	2,454人日	2,490人日	2,526人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で7事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+4〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、増加の傾向。アンケート調査でもサービスの提供ができなかったケースはなく、需要に対して安定してサービスの提供ができています。障がい者の就労の選択肢となるサービスであり、利用も増加傾向にあることから、需要に的確に応じられるよう事業者のサービス提供体制に留意します。

○療養介護

[事業概況]

病院等への長期の入院による医療に加え、常時の介護が必要な障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	13人	13人	13人	13人	13人	13人
延人数(人日/月)	395人日	395人日	395人日	395人日	395人日	395人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末は市内及び能代山本圏域でサービスを提供している事業者なし。長期的な入院や常時介護を必要とされる方が対象となるサービスであり、障がい者が重度で利用が必要な方がいた際には、障がい者及びご家族の意向を確認し、近隣でサービスを実施している事業所につながります。

○短期入所（ショートステイ）

[事業概況]

自宅で介護する人が病気の場合等の理由により、自宅での生活が困難な障がい者に施設等で短期間、夜間も含めて、入浴、排せつ、食事の介護等や日常生活上の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	35人	37人	42人	44人	46人	48人
延人数(人日/月)	604人日	569人日	613人日	628人日	643人日	658人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で9事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+8〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、増加の傾向。希望日時の集中によりサービスの提供ができなかったケースも見られ、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。

3) 居住系サービス

○施設入所支援

[事業概況]

施設に入所する障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	134人	138人	130人	127人	124人	122人

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末は市内でサービスを提供している事業者なし。能代山本圏域で2事業所がサービスを提供。国の指針により施設からの地域移行者数及び入所者の削減について目標を定めており、利用者が地域生活への移行を望む場合には、相談支援事業所や関係機関と連携し、必要なサービスの検討などを行い、地域移行に取り組みます。

○共同生活援助（グループホーム）

[事業概況]

就労している障がい者や、就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者に、夜間や休日等において、家事等の日常生活上の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	71人	87人	91人	94人	97人	100人

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で8事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+6〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、増加の傾向。希望日時の集中によりサービスの提供ができなかったケースも見られ、定期的空き状況調査では、定員に余裕がない状況も見られます。利用が増加傾向にあり、地域移行を進める観点からも、地域において定員増の取組が必要と考えられます。

4) 相談支援サービス

○計画相談支援

[事業概況]

障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行うとともに、一定の期間ごとにサービスの利用状況をモニタリングし、計画の見直し等を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	120人	126人	138人	140人	142人	144人

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で5事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+2〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、増加の傾向。職員不足によりサービスの提供ができなかったケースも見られ、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。

○地域移行支援

[事業概況]

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で1事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+1〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、特に増減なしの傾向。精神障がい者の地域移行を進めていくため、需要と事業者のサービス提供体制に留意します。

○地域定着支援

[事業概況]

居宅において、単身(家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方を含む。)で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談その他の必要な支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	0人	2人	3人	3人	3人	3人

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で1事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+1〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、特に増減なしの傾向。地域移行及び地域定着を進めていくため、需要と事業者のサービス提供体制に留意します。

(3) 地域生活支援事業の推進

1) 必須事業

○理解促進研修・啓発事業

[事業概況]

障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
件数	0件	0件	1件	1件	1件	2件

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

障がい及び障がい者に対する住民の理解を深めるため、新たなイベント等の開催について、検討します(教室、事業所訪問、イベント開催、広報活動等)。

[実施体制]

社会福祉法人へ委託等

○自発的活動支援事業

[事業概況]

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族等による地域における自発的な取組を支援します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

障がい者やその家族等による自発的に行う活動を支援します。支援内容の広報等を行い、制度の周知を図ります。

[実施体制]

市が活動を行う団体へ補助

○障がい者相談支援事業（相談支援事業）

[事業概況]

障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援及び訪問支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

とらいあんで行っている同事業については、引き続き実施し、障がい者の日常的な悩みに対する必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等の支援を行います。

[実施体制]

社会福祉法人へ委託等

○基幹相談支援センター等機能強化事業（相談支援事業）

[事業概況]

一般的な相談に加え、専門的な職員を配置し、困難ケース等への相談対応を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

障がい者に対する総合的・専門的な相談支援の実施のほか、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として活動を行います。

[実施体制]

社会福祉法人へ委託等

○成年後見制度利用支援事業

[事業概況]

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、必要となる経費を補助することにより成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談件数	0件	0件	1件	1件	1件	1件

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

障がい者本人又は相談支援事業者等からの相談に応じるとともに、事業内容について周知を図ります。

[実施体制]

市が直接実施

○成年後見制度法人後見支援事業

[事業概況]

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	検討	検討	検討	検討	検討	検討

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

本市における成年後見制度の利用促進を図る中核機関（能代市社会福祉協議会）と連携し、体制整備について検討します。

[実施体制]

市が直接実施又は社会福祉法人へ委託等

○意思疎通支援事業

[事業概況]

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通訳者の設置により意思疎通を支援します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	18人	16人	16人	16人	16人	16人
②手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

本市が設置する手話通訳者1名と手話通訳登録者等により、本市が直接事業を実施します。

当面、手話通訳者、要約筆記者の派遣の事業とし、点訳、音訳等については、今後の需要等の状況等を踏まえて検討することとします。なお、利用者の需要、意向に沿った活用(定期的な利用、緊急的な利用等)が図られるよう、派遣の調整等を行います。

[実施体制]

市が直接実施

○手話奉仕員養成研修事業

[事業概況]

聴覚障がい者等との交流活動を支援し、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
修了者(人)	7人	6人	5人	10人	10人	10人
講座内容	基礎講座	入門講座	基礎講座	入門講座	基礎講座	入門講座

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成するために、入門課程と基礎課程(入門課程修了者が受講可)を1年度ごと交互に行い、2年間の研修を実施します。

[実施体制]

障がい者団体に事業委託

○日常生活用具給付等事業

[事業概況]

日常生活を営むのに支障がある在宅の障がい者等に対し、日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援します。

※主な内容:特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具、居宅生活動作補助用具等の給付

[見込量]

(給付延件数/年)	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	0件	1件	3件	3件	3件	3件
自立生活支援用具	3件	5件	5件	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	13件	9件	8件	10件	10件	10件
情報・意思疎通支援用具	8件	3件	6件	6件	6件	6件
排泄管理支援用具	1,842件	1,736件	1,962件	1,847件	1,847件	1,847件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4件	0件	1件	2件	2件	2件

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

障がい者が必要とする日常生活用具について、適正に給付されるよう事業を実施します。

なお、利用者が用具取得の事業者を選択する際は、利用者の希望を基本にしますが、用具の価格の適正さに配慮して給付します。

[実施体制]

市が直接実施

○移動支援事業

[事業概況]

屋外等での移動が困難な障がい者等に対し、外出等の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

利用に当たっての諸条件が満たされていることに留意しながら実施します。また、必要とする人が本事業についての情報を得ることができるよう周知します。

[実施体制]

居宅介護事業者へ委託

○地域活動支援センター

[事業概況]

障がい者等を対象に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

[見込量]

・地域活動支援センター（基礎的事業）

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実人数(人/年)	65人	56人	61人	70人	75人	80人

・地域活動支援センター機能強化事業

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/年)	10人	16人	17人	18人	19人	20人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

地域活動支援センターの基礎的事業に加え、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供する地域活動支援センターⅡ型を継続して実施します。

[実施体制]

社会福祉法人へ委託し、能代市在宅障害者支援施設「とらいあんぐる」において実施

2) 任意事業

○日常生活支援：福祉ホームの運営

[事業概況]

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）であって、現に住居を求めている人について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/年)	1人	0人	0人	1人	1人	1人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

現に住居を求めている障がい者が、低額な料金で、居室その他の設備を利用でき、日常生活に必要な便宜を供与できるように支援します。

[実施体制]

医療法人、社会福祉法人等が実施（市は補助を行う。）

○日常生活支援：訪問入浴サービス

[事業概況]

居宅において、入浴することが困難な重度身体障がい者等について、訪問入浴サービス浴槽を提供して行う入浴介護を提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域における身体障がい者の生活を支援します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/年)	1人	0人	1人	1人	1人	1人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

訪問入浴サービスを希望する障がい者が、適切にサービスを受けられるよう事業を実施します。必要とする人が事業を利用できるよう周知に努めます。

[実施体制]

居宅介護事業者へ委託

○日常生活支援：日中一時支援

[事業概況]

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、日中、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設及び学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/年)	29人	26人	28人	28人	28人	28人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

日中、障害福祉サービス事業所、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行うなど、必要な支援を行います。

[実施体制]

市が委託契約した事業者が実施

○社会参加支援：レクリエーション活動等支援

[事業概況]

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流の促進及び障がい者スポーツの普及のため、障がい者スポーツ・レクリエーション大会の開催を支援します

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
参加人数	中止	中止	100人	100人	100人	100人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

障がい者団体が中心となって実施するスポーツ・レクリエーション大会に対して、財政的支援及び大会準備・運営のサポートを行います。

[実施体制]

障がい者団体が実施、市（準備・運営サポート、補助金交付）、ボランティア団体等

○社会参加支援：芸術文化活動振興

[事業概況]

障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展の芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するために必要な支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
参加人数	中止	115人	120人	125人	130人	135人

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

障がい者団体が中心となって実施する障がい者等の作品展に対して、財政的支援及び開催に当たっての準備・運営のサポートを行います。

[実施体制]

障がい者団体が実施、市（準備・運営サポート、補助金交付）

○社会参加支援：点字・声の広報等発行

[事業概況]

文字による情報入手が困難な障がい者等に対し、「広報のしろ」を音訳し、カセットテープに録音して定期的に貸し出します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
貸出件数(件/年)	8件	8件	8件	8件	8件	8件

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

「広報のしろ」を音訳し、カセットテープを定期的に貸し出します。

[実施体制]

市が直接実施

○社会参加支援：自動車運転免許取得費の助成

[事業概況]

肢体不自由または聴覚障がい者等に対し、自動車運転免許の取得により、就労等社会参加が見込まれる場合に、自動車運転免許の取得経費の一部を助成します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
件数(件/年)	0件	0件	1件	1件	1件	1件

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

事業の対象となる障がい者が、自動車運転免許を取得しようとする場合に、適切にその費用の一部が助成されるよう事業を実施します。必要とする人が事業を利用できるよう周知に努めます。

[実施体制]

市が直接実施

○社会参加支援：自動車改造費の助成

[事業概況]

下肢または体幹機能障がい者等に対し、就労等のために、本人が所有し運転する自動車のブレーキやアクセルを手動にするなどの装置を改造する場合に、その改造経費の一部を助成します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
件数(件/年)	1件	3件	1件	1件	1件	1件

[実施に関する考え方・事業の提供体制の確保の方策]

事業の対象となる障がい者が、本人が所有し運転する自動車を改造しようとする場合に、適切にその費用の一部が助成されるよう事業を実施します。必要とする人が事業を利用できるよう周知に努めます。

[実施体制]

市が直接実施

(4) 障害児支援施策の推進

1) 障害児通所支援

○児童発達支援

[事業概況]

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活の適応訓練等の支援を行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	16人	22人	28人	30人	32人	34人
延人数(人日/月)	78人日	73人日	112人日	120人日	128人日	136人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で1事業所がサービスを提供。事業者アンケート調査では、増加の傾向。ニーズの増加に対しては、多機能化により対応を行っています。利用が増加傾向にあることから、需要に的確に応じられるよう事業者のサービス提供体制に留意します。

○放課後等デイサービス

[事業概況]

在学中の障がい児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を行い、社会との交流や自立を促します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	40人	51人	56人	57人	58人	59人
延人数(人日/月)	645人日	763人日	672人日	687人日	702人日	717人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で5事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+3〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、やや増加の傾向。希望日時の集中や、障がいの程度等により事業所では対応できない困難ケースのためサービスの提供ができなかったケースあり。需要に的確に応じられるよう事業者のサービス提供体制に留意します。

○保育所等訪問支援

[事業概況]

保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実人数(人/月)	1人	0人	1人	1人	1人	1人
延人数(人日/月)	1人日	0人日	3人日	3人日	3人日	3人日

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末は市内及び能代山本圏域でサービスを提供している事業者なし。利用が必要な方がいた際には、近隣でサービスを実施している事業所につなぎます。

2) 障害児相談支援

○障害児相談支援

[事業概況]

障害児通所支援を利用する児童に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

[見込量]

	実績値			見込量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援件数	12人	18人	24人	26人	28人	30人

[サービス提供体制の確保の方策]

令和4(2022)年度末で4事業所〔H27(2015).3(前回計画策定)以降の開設数+2〕がサービスを提供。事業者アンケート調査では、増加の傾向。サービスが提供できなかった実績はないが利用が増加傾向にあり、計画相談支援事業所と兼務で行われていることから、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。

施策分野5 社会参加と自立の促進

(1) 教育環境の充実

1) 就学相談・就学情報の充実

○就学相談と情報提供の充実 [就学前児童]

担当課：学校教育課、子育て支援課、子育て世代包括支援センター、福祉課

関係機関：児童相談所、障がい福祉施設、保育所等

[事業概況]

5歳児親子相談を実施し、年中児の育ちを把握するとともに保護者への情報提供と保護者等の様々な悩みや疑問に対して相談に応じます。

また、特別支援教育アドバイザーの活用による就学前の適切な就学指導により、就学時に適切な教育の場が選択できるよう、幼・保・小の連携に努めます。

[実施事業]

○5歳児親子相談〔再掲〕

2) 障がい児教育の支援

○障がい児の教育支援体制の充実 [就学児童]

担当課：学校教育課

関係機関：県

[事業概況]

障がい児一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、各小・中学校に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を促し、支援体制を点検します。また、県と共催で障がい児及び保護者を対象とした教育相談会を実施します。

[実施事業]

- 特別支援教室「ステップアップ」
- 教育相談会の実施

○市施設等を活用した障がい児教育の支援

担当課：総務課、関係各課

関係機関：支援学校

[事業概況]

能代支援学校が生徒のコミュニケーション能力向上を図るため実施する「出張カフェ」等の現場実習の取組について、市の施設や各種イベント等での実施を支援します。

3) 充実した教育環境の整備

○特別支援教育支援員の配置

担当課：学校教育課

[事業概況]

特別支援学級に在籍している児童生徒だけではなく、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)を含めたすべての障がいのある児童生徒の自立や社会参加を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。

[実施事業]

- 特別支援教育指導員、特別支援教育支援員の配置
- 特別支援教室「ステップアップ」〔再掲〕

○特別支援学級担当教員等の指導力向上

担当課：学校教育課

[事業概況]

一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性等に応じた適切な教育を実施するため、特別支援学級担当教員等に対する研修の機会を確保し、障がい児教育に係る知識・技術・指導力の向上を図ります。

(2) 雇用・就労の促進

1) 雇用・就労の環境の充実

○障がい者雇用の促進

担当課：商工労働課

関係団体：ハローワーク

[事業概況]

ハローワーク能代や県との共催により「高卒求人情報説明会」「高校生企業業種ガイダンス」を開催し、市内の企業情報や求人情報を提供する場を設けることで、障がい者の雇用促進に努めます。また、就業支援の一環として障がい者の資格取得に対して助成します。

[実施事業]

- 高卒求人情報説明会、高校生企業業種ガイダンスの開催
- 就業資格取得支援事業（各障がい手帳所持者は全額補助、上限10万円）

○関係機関によるネットワークの構築

担当課：商工労働課、福祉課

関係団体：ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、教育機関、事業者、障害福祉サービス事業所、県、能代山本雇用開発協会

[事業概況]

障がい者が自立した生活を営めるよう、障がい者の一般就労の拡大に向けて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、教育機関、事業者、障害福祉サービス事業所、関係機関からなるネットワークを構築し、その活動の展開を図ります。

○福祉的就労への支援

担当課：福祉課

関係機関：障害福祉サービス事業所

[事業概況]

一般就労が困難な障がい者に対して、生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を行う就労継続の利用を支援します。

[実施事業]

- 就労継続支援（A型・B型）【障害福祉サービス】

○特別支援学校卒業予定者に対する進路指導・就労の支援

担当課：福祉課、商工労働課

関係団体：支援学校、能代山本雇用開発協会、ハローワーク

[事業概況]

能代支援学校卒業予定者の進路指導について、関係機関と連携し就労等へスムーズに移行できるよう協力します。また、支援学校においてビジネスマナーや模擬面接等のセミナーを開催します。

[実施事業]

- ビジネスマナー講習会
- デュアルシステム事業（地元企業における職業実習）
- 地元就職懇談会

○一般就労への移行促進

担当課：福祉課

関係団体：ハローワーク、障害者就業・生活支援センター

[事業概況]

一般就労が見込まれる障がい者に生産活動、職場体験、その他必要な訓練や求職活動に関する支援のほか、職場開拓、就職後の職場定着のための就労移行を支援します。

○就労支援に関する施設の整備促進

担当課：福祉課

関係機関：社会福祉法人等

[事業概況]

障がい者の雇用を推進するため、就労移行支援や就労継続支援の施設整備を社会福祉法人等と連携して促進します。要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。

○事業者の障がい者理解の促進

担当課：福祉課、商工労働課

関係機関：ハローワーク、事業者等

[事業概況]

障がい者を雇い入れたときの助成の周知や、事業者の障がい者理解につながる取組の実施について検討します。

2) 多様な就労機会の確保

○能代市職員の障がい者雇用

担当課：総務課、教育総務課

[事業概況]

本市における障がい者雇用については、今後も各任命権者と連携を図りながら、法定雇用率の達成に努めます。

[実施事業]

○障がい者活躍推進庁内検討会議の開催

○障害者就労施設等からの物品等の調達推進

担当課：福祉課、関係各課

関係団体：障害者就労施設

[事業概況]

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品・サービスの調達推進を図るための方針を作成・公表し、優先調達を推進します。

○市施設等を活用した就労支援

担当課：総務課、福祉課、関係各課

関係団体：障害者就労施設

[事業概況]

障害者就労施設等において作られた製品について、市施設や各種イベント等での販売支援及び周知を行い、障がい者の工賃水準の向上に寄与します。

[実施事業]

○本庁市民交流スペースの利用許可

○職場実習・職場体験機会の拡大

担当課：福祉課

[事業概況]

一般就労が見込まれる障がい者の就労促進を図るため職場実習機会の拡大、及び一般就労が困難な障がい者の勤労意欲の喚起等を図るため職場体験機会の拡大等に資する制度等について検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

1) 活動の場・環境の整備

○体育施設機能の整備

担当課：生涯学習・スポーツ振興課

[事業概況]

障がい者のスポーツ推進のため、障がい者が運動しやすく、また、利用しやすい体育施設機能の整備に努めます。

○市体育施設利用の使用料無料化の継続

担当課：生涯学習・スポーツ振興課

障がい者が市の体育施設を利用し、スポーツ・レクリエーション等を行う場合の施設使用料について無料化の継続に努めます。

○在宅障害者支援施設の利用促進

担当課：福祉課

関係団体：とらいあぐる

本市における障がい者の拠点施設である能代市在宅障害者支援施設とらいあぐるの施設機能の発揮及び利用促進を図り、障がい者の社会参加等の促進を目指します。

幅広い年代が参加できる講座の開催についても検討します。

2) 活動の促進

○障がい者のスポーツ推進

担当課：福祉課、生涯学習・スポーツ振興課

関係団体：障がい者団体

[事業概況]

障がい者を対象にしたスポーツ・レクリエーション大会の開催を、関係機関等と連携して支援するとともに、各種大会等への参加を促進します。

[実施事業]

- 能代市障がい者スポーツ・レクリエーション大会〔再掲〕
- 秋田県障害者スポーツ大会への参加支援

○障がい者の作品展の開催等

担当課：福祉課

関係団体：障がい者団体

[事業概況]

障害者週間にふれあい作品展を開催し、障がい者が製作した作品を展示するほか、各作品展への参加を支援します。

[実施事業]

- 能代市障がい者ふれあい作品展〔再掲〕
- 秋田県障害者芸術福祉展（心いきいき芸術・文化祭）への作品出展支援

○文化活動等への支援

担当課：福祉課、生涯学習スポーツ振興課、長寿いきがい課

関係団体：ボランティア団体、とらいあんぐる、文化会館

[事業概況]

障がい者に配慮した講座やサークル活動など、学習活動の支援に努めます。
また、ボランティア団体や関係各機関の協力を得ながら、のしろであいのコンサート等への継続的な支援に努めます。

[実施事業]

- 能代支援学校の使用料減免（文化会館）
- 福祉基金事業による助成〔再掲〕
- 中高生ボランティア育成講座を開催し、のしろであいのコンサート等の福祉活動事業への協力を企画（中央公民館）〔再掲〕

第5章 計画の成果目標

1. 国の指針

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示されている成果目標については、次の通りです。

項目	国の基準
①福祉施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数:令和4(2022)年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和4(2022)年度末の5%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率: 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数:令和3(2021)年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2. 本市における成果目標

国の基本指針における成果目標を踏まえ、本市における成果目標は以下のように設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、「令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。」としています。本市では、この基本指針や市の現状等を踏まえ、数値目標を次のとおり設定します。

施設入所者の地域生活への移行を進めるにあたっては、本人の意思が確認されていることが重要であるため、すべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、その支障となっている要因や必要とする支援を含めて把握し、施設入所者が地域生活に移行するうえで必要な支援等について、関係機関が連携して検討します。

■目標の設定

項目	基準	考え方
令和4(2022)年度末の施設入所者数	128人	
【目標値】 地域生活への移行者数	8人	施設入所者からグループホーム等への移行者数 (目標 令和4(2022)年度末時点の6%) $128人 \times 6\% \div 8人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込数	6人	施設入所者数の削減見込数 (目標 令和4(2022)年度末時点の5%) $128人 \times 5\% \div 6人$ 令和8(2026)年度末の施設入所見込数 $128人 - 6人 = 122人$

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、まずは既存の社会資源を地域の実情に応じて活用するという視点が必要であり、自地域における精神障害を有する方等の状況や社会資源の把握及び「見える化」を図り、保健・医療・福祉関係者等による協議の場で協議をしていくことが重要です。精神障害を有する方の状況の把握、地域移行に必要な社会資源の本市の状況把握を段階的に進め、秋田県精神保健福祉センター等の助言を得ながら、令和8(2026)年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置の方向づけができるよう、その手法の検討や環境整備等を進めます。

■目標の設定

項目	基準	考え方
協議の場の設置の方向づけ	実施	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築するための協議の場の設置の方向づけ

③地域生活支援の充実

本市は、令和 4(2022)年度に地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等の整備」について、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」により整備しました。

今後、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、年 1 回以上、運用状況の検証および検討を行うよう、取組を進めます。

■目標の設定

項目	基準	考え方
運用状況の検証および検討	年 1 回	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、年 1 回以上、運用状況の検証および検討を行う

④福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、「令和 8(2026)年度中に一般就労に移行する者を、令和 3(2021)年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。」としています。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業については令和 8(2026)年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和 3(2021)年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とし、就労継続支援 A 型事業については「令和 3(2021)年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上」、就労継続支援 B 型事業については「概ね 1.28 倍以上」を目指すこととするとしています。本市では、この基本指針や市の現状等を踏まえ、数値目標を次のとおり設定します。

■目標の設定

項目	基準	考え方
令和 3(2021)年度の一般就労による移行者の数	6 人	就労移行支援事業 0 人 就労継続支援 A 型事業 0 人 就労継続支援 B 型事業 6 人
【目標値】 一般就労へ移行する者の数	8 人	令和 8(2026)年中に一般就労する者 (目標：令和 3(2021)年度の 1.28 倍) $6 \text{人} \times 1.28 \approx 8 \text{人}$

項目	基準	考え方
就労移行支援事業 (一般就労への移行者の数)	1 人	令和 8(2026)年度中に一般就労に移行する者 (目標：令和 3(2021)年度の 1.31 倍以上)
就労継続支援 A 型事業 (一般就労への移行者の数)	1 人	令和 8(2026)年度中に一般就労に移行する者 (目標：令和 3(2021)年度の 1.29 倍以上)
就労継続支援 B 型事業 (一般就労への移行者の数)	8 人	令和 8(2026)年度中に一般就労に移行する者 (目標：令和 3(2021)年度の 1.28 倍以上)

⑤障害児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市では、国の基本指針や市の現状等を踏まえ、障がい児支援の提供体制の整備等について、次のとおり目標を設定します。

- (1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築するため、令和8(2026)年度末までに、同センターの設置又は同等の機能を有する体制の整備について方向づけができるよう、その設置エリアや手法の検討のほか環境整備等を進めます。
- (2) 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における重症心身障がい児の支援体制の構築に向けて、必要な取組や支援について情報収集や協議を行います。
- (3) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県医療的ケア児支援センターの協力を得ながら、必要に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、対応について協議を行います。

■目標の設定

項目	基準	考え方
児童発達支援センター等の設置の方向づけ	実施	児童発達支援センターの設置又は同等の機能を有する体制の整備について方向づけ
重症心身障がい児の支援体制の構築に向けた協議	実施	重症心身障がい児の状況やニーズの把握及び現在の支援体制の確認
医療的ケア児の対応についての協議	実施	関係機関が連携した対応協議

⑥相談支援体制の充実・強化等

令和4(2022)年度に設置した基幹相談支援センターが総合的な相談支援を担うとともに、地域の相談支援体制の強化及び地域総合支援協議会における地域サービス基盤の開発・改善に必要な部会の設置など、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを目指します。

■目標の設定

項目	基準	考え方
地域協議会における部会の設置	1部会	協議会における地域サービス基盤の開発・改善等に必要部会の設置

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、本市では、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのかの検証に努めます。

また、自立支援給付審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や、適正な運営を行っている事業所の確保が必要です。このため、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和 8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施体制を構築することを目指します。

■目標の設定

項目	基準	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施体制を構築	実施	障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのかを検証

○その他 計画における指標と目標

前計画の目標の達成状況等をもとに、施策分野ごとに令和 11(2029)年度までの目標を設定

施策分野		指標	現状 令和 4 (2022)	目標 令和 11 (2029)
1	共生社会の実現に向けた取組 【継続】	障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合	13.5%	25.0%
2	安全・安心な生活環境づくり 【継続】	福祉避難所数（障がい者対応）	4箇所	8箇所
3	暮らしを支える体制の整備 【新規】	手話奉仕員養成講座(基礎課程)の修了者 (令和 6(2024)年度からの累計)	-	30人
4	障害福祉サービス等の推進 【継続】	地域定着支援年間実利用者数	2人	6人
		地域活動支援センター1日平均利用者数	3.7人	8.0人
		地域移行支援利用者累計	1人	9人
		市内のグループホームの総定員	82人	100人
5	社会参加と自立の促進 【継続】	民間事業所における障がい者雇用率	2.62%	3.06%

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進における基本姿勢

○障がい理由とする差別の解消

障害者差別解消法では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がい者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等は法廷義務となっており、民間事業者においても改正法の施行により令和6(2024)年4月1日から義務化されました。

市では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障がい者の虐待防止

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト(放棄・放任)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められています。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がい者の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がい者一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため市では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知を図るとともに、虐待防止を推進していきます。

○障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進

障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要です。

市では、障がい者の情報取得について、障がいのない人が取得する情報と同一の内容で同一の時点において取得できることを念頭に情報発信を行うとともに、障がい者と障がいのない人の意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上など必要な施策を推進します。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がい者が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるような量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、最適なサービスへつなぐサービス調整(マネジメント)機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本市においては引き続き、「成果(数値)目標」と「活動指標」を主眼として計画の推進・評価を行っていきます。

2. 計画推進における役割分担

○障がい者の自立と連携

障がい者が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がい者同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通、住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、市民一人ひとりが自立した個人として参画し、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がい者に対する理解を深め、ともに生きる能代市を作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う共生社会の実現を目指します。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3. 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障がい者に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけではなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がい者やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供により、障がい者が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く市民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして市民一人ひとりの参加が不可欠です。

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている能代市地域総合支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取組を進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

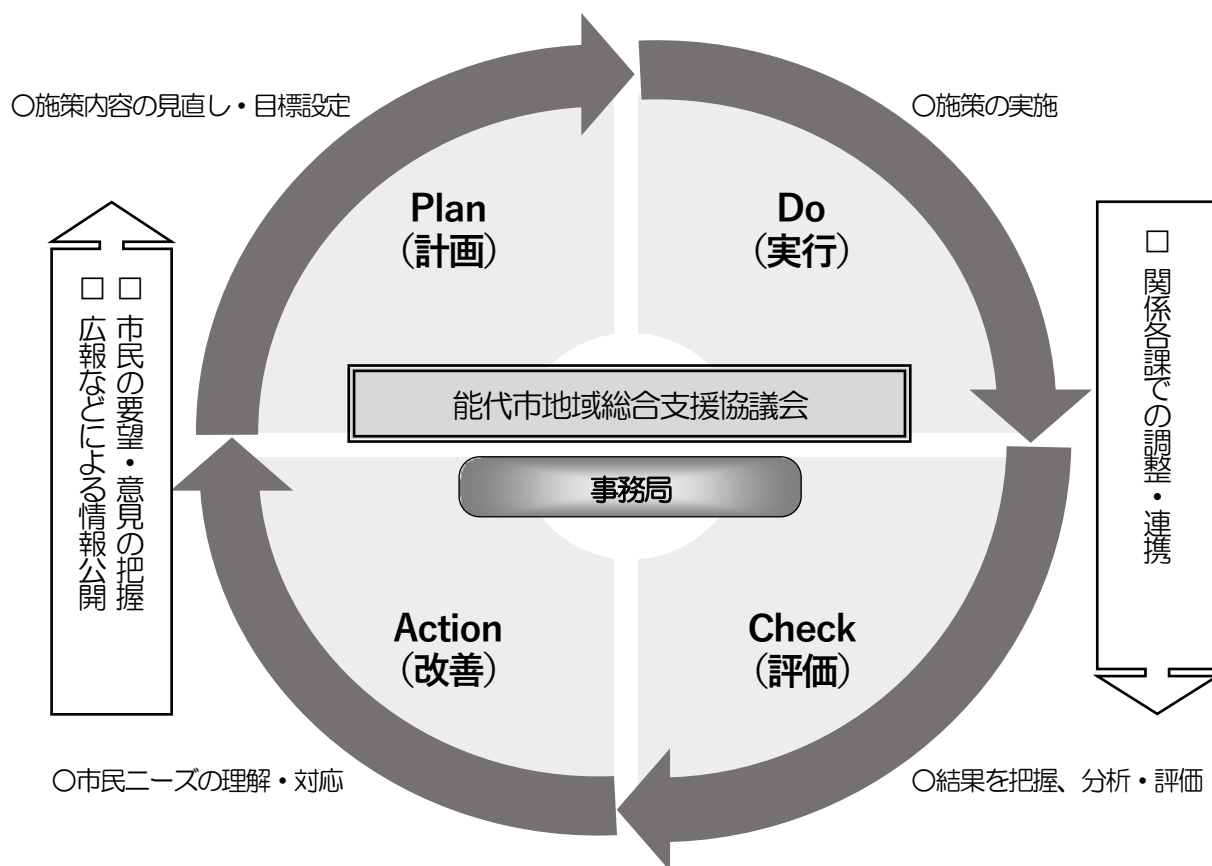
障がい者の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4. 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した目標をもとに本計画の達成状況について、能代市地域総合支援協議会において評価を行います。評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○全庁的な職員の質の向上

本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がい者とかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がい者に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5. 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、市民一人ひとりの理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く市民への周知を図ります。

また、障がい者支援の取組についてわかりやすくお知らせすることが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人も互いの個性を尊重し合いながらともに暮らす地域の実現のために、市民の皆さんに障がいについての理解を深めていただく必要があります。関係団体とも連携し、広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や市民の参加を得た福祉活動を促進していきます。



■ 障がい者支援制度の周知の強化

○障がい者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がい者との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。



■ 障がい者ニーズの把握と取組への反映

参考資料

(1) 策定経過の概要

年 月 日	内 容
令和5年1月26日 ～2月28日	アンケート調査（障がい者・障がい者関係団体、障害福祉サービス事業所）
5月31日	第2次能代市障がい者計画の取組状況及び第3次計画策定に向けた現行事業の進捗について庁内関係課へ照会
10月17日	第1回能代市地域総合支援協議会 ・能代市障がい者計画等策定方針（案）について
11月22日	第2回能代市地域総合支援協議会 ・能代市障がい者計画等の素案について
12月18日	庁内各課への施策の確認
12月22日	能代市障がい者計画等策定連絡会議 ・能代市障がい者計画等の素案について
1月12日 ～2月12日	第3次能代市障がい者計画・第7期能代市障がい福祉計画・第3期能代市障がい児福祉計画（素案）についてのパブリックコメント
2月21日	第3回能代市地域総合支援協議会 ・能代市障がい者計画等（案）について
3月19日	計画の決定

(2) 能代市地域総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定により、能代市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る指定一般相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 関係機関の業務において、処遇困難な障がい者の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善等の方策に関すること。
- (5) 障がい者の自立と地域生活を支援するための方策に関すること。
- (6) 障がい者計画及び障がい福祉計画（障がい児福祉計画を含む）の策定及び進行管理に関すること。
- (7) 障がい者の差別解消の推進に関すること。
- (8) 障がい者の虐待防止に関すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業所関係者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業所関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 保健・医療機関関係者
- (5) 公共職業安定所・雇用関係機関関係者
- (6) 教育機関関係者
- (7) 秋田県山本福祉事務所関係者
- (8) 市内に居住する障がい者等（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。）及びその家族
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 協議会の会議（以下「全体会」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、全体会において必要があると認めるときは、委員以外の者を全体会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項について、必要な調査、検討等を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(費用弁償)

第8条 委員が全体会に出席した場合は、費用弁償として、能代市職員等の旅費に関する条例（平成18年能代市条例第38号）に規定する7級に相当する額を支払うことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月12日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第47号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第47号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日告示第144号)

この告示は、平成25年12月25日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日告示第55号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月3日告示第13号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 能代市地域総合支援協議会委員名簿

所 属	氏 名
能代市障害者相談支援事業所	畠 山 耕
社会福祉法人ニツ井めぐみ会 ニツ井めぐみ園 【協議会副会長】	工 藤 正 喜
社会福祉法人ドリームホープなかよし	畠 山 悦 子
合同会社尚生	藤 田 貴 子
能代市ボランティア連絡協議会	小 山 佳代子 芦 名 早 苗
のしろであいのコンサート実行委員会	安 部 美恵子 小 川 金 芳
能代市山本郡医師会（身体障害者指定医） 【協議会会長】	楊 国 隆
能代市山本郡医師会	小 泉 亮
能代公共職業安定所	鹿 糠 奎一郎 森 元 樹
秋田県立能代養護学校	佐 藤 玉 緒 佐 藤 圭 吾
秋田県山本福祉事務所	中 嶋 英 明 大 高 誠
能代市身体障害者福祉協会	吉 田 ヌキ子
能代山本肢体不自由児者父母の会	伊 勢 巧 佐 藤 聖 子
能代市手をつなぐ育成会	土 橋 勝
能代市社会福祉協議会	山 本 真紀子 大 塚 直 樹

(4) 能代市障がい者計画等策定連絡会議設置要領

(設置)

第1条 能代市障がい者計画及び能代市障がい福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）を策定するにあたり、全庁一体となった取り組みを進めるため、能代市障がい者計画等策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、以下のとおりとする。

- 1 障がい者計画等の策定に関すること。
- 2 障がい者計画等の策定に係る各種調査及び各種事業の調整に関すること。
- 3 その他障がい者計画等の策定に必要な事項に関すること。

(連絡会議の構成)

第3条 連絡会議は、座長、副座長及び障がい者計画等を策定する上で関連する施策事業を所掌する次の課から座長が指名する職員で構成する。

部局名	課名
総務部	総務課
企画部	総合政策課
	地域情報課
市民福祉部	子育て支援課
	長寿いきがい課
	健康づくり課
環境産業部	商工労働課
都市整備部	都市整備課
	道路河川課
二ツ井地域局	市民福祉課
教育委員会	学校教育課
	生涯学習・スポーツ振興課

2 座長は、市民福祉部長の職にある者を、副座長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。

(座長)

第4条 座長は、会務を総理する。

2 座長が出席できないときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、座長が必要に応じて招集する。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月18日から施行する。

(5) 用語解説

用語	説明
あ 行	
アクセシビリティ	障がいの有無や年齢、置かれている状況に関わらず、様々な利用者がアクセスしやすい状態。
育成医療	障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
一般相談支援事業	障がい者が地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、情報の提供や助言などの基本相談を行う他、地域生活への移行に関する支援や地域生活への定着に関する支援を行う。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援や治療を行うサービス。 ※障がい種別に関わらず障がい児を支援できるように、令和 6（2024）年 4 月 1 日法改正により、福祉型児童発達支援と一元化される。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
ADHD	「注意欠陥・多動性障がい」を参照。
SDGs	世界的な課題を解決する持続可能な開発目標。貧しさへの取り組みや食の不足で課題がある地域や国への対策、子供に対する知識を授ける活動の普及など、地球全体で抱える様々な課題解決のための「誰一人取り残さない」ための 17 の目標が掲げられている。 特に、障がい者に関わる目標は次のとおり（直接言及のあるもの）。 目標 4「質の高い教育をみんなに」 目標 8「働きがいも経済成長も」 目標 10「人や国の不平等をなくそう」 目標 11「住み続けられるまちづくりを」 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」
援護制度	障がい者の雇用を促進するために、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等が行う支援制度全般。
か 行	
ガイドヘルパー	障がい者の社会参加や通院などの外出時に、付き添いを専門的に行う介助員のこと。
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う施設。
経過的福祉手当	昭和 6 1 年 4 月に障害基礎年金および特別障害者手当が創設された際、従来の福祉手当を受給していた者に対して設けられた経過措置。20 歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、障害基礎年金・特別障害者手当を受給できなかった障がい者本人に支給。新規認定は行っていない。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

用語	説明
高次脳機能障害がい	脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などのコントロールがうまくできなくなる認知機能の障害。
更生医療	障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障害者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
合理的配慮	障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障害者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ 行	
肢体不自由	身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。
指定障害児相談支援事業所	児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する際の相談に応じる事業所。
指定特定相談支援事業所	障害者やご家族が障害福祉サービスを利用するにあたって、相談に応じる事業所。
児童発達支援センター	地域の障害児を対象として、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
重症心身障害がい	重度の肢体不自由と重度の知的障害いとが重複した状態。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障害者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障害者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害児入所施設	入所した障害児に対し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児に支給される手当。
障害者週間	平成16（2004）年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者就業・生活支援センター	障害者が仕事に関すること、生活に関することの両方を相談できる施設で、全国に設置されている。（通称：なかぼつ）
障害者総合支援法	障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

用語	説明
障害者の権利に関する条約	すべての障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約で、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。
障害年金	けがや病気により重い障がいを負ってしまったときに、支給される公的年金。
障害福祉サービス	「障害者総合支援法」に基づいて障がい者や難病患者を対象に行われる支援。
小児慢性特定疾患医療	小児慢性疾患のうち国が指定した特定の疾患（小児慢性特定疾患）について、その治療法の確立と普及を図るとともに患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的として、診療にかかる費用等を公費で負担する制度。18歳未満（引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満）の児童を給付対象とする。
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
自立生活援助	一人暮らしを希望する障がい者について、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障害福祉サービス。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
ストマ装具	ストマ（手術によっておなかに新しく作られた、便や尿の排泄の出口。人工肛門、人工膀胱等。）から排出された排泄物や分泌物をためる専用の装具。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
相談支援専門員	障がい者の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
た 行	
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域相談支援	指定一般支援事業者が提供するサービスで、地域移行支援と地域定着支援の2種類がある。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域防災計画	地域住民の生命、財産を災害から守るため、災害対策基本法に基づき、市町村の処理すべき事務や業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて、総合的かつ計画的な対策を定めたもの。

用語	説明
注意欠陥・多動性障がい (ADHD)	年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の発達障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
中核機関	権利擁護（成年後見等）の支援を必要とする市民に対し、迅速かつ適切な支援を行うために、各関係機関で構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関のこと。
特定疾患医療	原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度・重症度が高く、患者数が比較的少ない疾患で、厚生労働省が指定した疾患。治療が極めて困難でありその医療費も高額となるため、医療の確立、普及を図り、あわせて患者の医療費の負担を軽減することを目的として公費負担医療を行っている。実施主体は都道府県。
特定相談支援事業	市町村が指定する相談支援事業所。さまざまな相談に応じる「基本相談支援」に加えて、サービス利用を希望する方に向けた「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」を行う。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成 19（2007）年の学校教育法改正により、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とした。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19（2007）年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別児童扶養手当	20 歳未満の在宅の重度障がい児の保護者に支給される手当。障がい程度 1 級、2 級の障がい児を監護、養育している保護者が対象。
特別障害者手当	寝たきりなど常時特別な介護が必要な 20 歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当。
とらいあんぐる	身体・知的・精神障がい、難病による障がいのある方が一堂に集い交流する能代市の在宅障害者支援施設。地域活動支援センター事業や障害者相談支援事業等を行っている。
な 行	
内臓障害	身体障がいの一つで、身体内部の臓器に何らかの障がいがあること。
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
日中一時支援	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービス。

用語	説明
任意事業	地域生活支援事業のうち、必須事業でないものを指す。
は 行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいに対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
避難確保計画	大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがあるとき、障がい者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める計画。
避難行動要支援者	障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成 25（2013）年 6 月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。
福祉的就労	障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスが必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
ヘルプカード（マーク）	社会生活などにおいて、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせるためなどに使用するものです。必要な方に、市（福祉課）の窓口等で配布しています。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
法定雇用率	民間企業や国・地方公共団体に一定以上割合で障がい者を雇用するように義務づけた制度。
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ボランティア連絡協議会	ボランティア精神に基づき、活動を通して社会福祉の向上、充実を図るとともにボランティアグループ及び個人ボランティアの情報交換をし、相互の交流を図ることを目的とした活動組織。
ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。
メール110番	聴覚又は音声・言語機能障がい者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネットを利用して緊急通報が行えるように、専用のパソコンを県警本部に設置し、事件・事故の早期対応を図るもの。
や 行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。

用語	説明
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。
理学療法	病気・けが・高齢・障害等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行う治療法。
リハビリテーション	自己・疾病等により障がいを受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。障がいの程度により、A（重度）とB（それ以外）に区分している。

第3次 能代市障がい者計画

【令和6～11（2024～2029）年度】

第7期 能代市障がい福祉計画

第3期 能代市障がい児福祉計画

【令和6～8（2024～2026）年度】

発行：能代市

編集：能代市 市民福祉部 福祉課

〒016-8501 能代市上町1番3号

TEL：0185-89-2152

FAX：0185-89-1771

E-mail：fukushi@city.noshiro.lg.jp